

山武市景観計画

未来へとつなぐ

さんむの景観

～手を携えて守り、創り、紡ぐ～

平成 27 年 3 月
山武市



はじめに (市長あいさつ)



私たちの心に安らぎを与える田園や山林そして白砂青松の砂浜、また、その気候風土に合わせてつくられた集落の景観は、過去から現在へと長い年月を経て引き継がれてきた、かけがえのない山武市の原風景です。

しかしながら近年、人々の生活様式や価値観の変化により、その風景が失われつつあります。景観も時代の流れとともに変わっていくことは避けられません。

その変化の中で、山武市の守るべき景観を守り、これからの景観を創っていくためには、一人ひとりがまちづくりの当事者であることを意識し、主体的に行動することが求められています。

どこかの景観をモデルとして、それを模倣するだけでは本当の景観づくりとは言えません。山武市の景観づくりは、山武市の個性を紡ぎながら、市民・行政・事業者が一体となり、長い時間をかけて自らの姿を整え、それを次の世代へと引き継ぐことです。その手順書として「山武市景観計画」を策定しました。

この計画は、景観の目指すべきビジョンを提示し、景観づくりの施策の基本的事項を定めたもので、市民・行政・事業者が景観づくりを進める上での指針とするものです。皆様にも、本計画の内容をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、活発なご審議、ご意見・ご提案をいただきました景観計画策定委員会、市議会、都市計画審議会をはじめ多くの市民のみなさまに心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

山武市長

椎名千収

目次

第1章 景観計画策定の背景と目的 ～景観計画はなぜ必要なのか?～ ... 1

1-1	「景観」の背景.....	2
1-2	景観計画策定の目的.....	3
1-3	景観計画の位置づけ.....	4
1-4	景観計画の構成.....	5

第2章 山武市の景観 ～山武市にはどのような景観があるのか?～ 7

2-1	山武市の概要.....	8
	(1) 位置・地勢.....	8
	(2) 地形.....	9
	(3) 歴史概要.....	10
2-2	山武市の景観資源.....	12
	(1) 景観資源の分類.....	12
	(2) 類型別の景観特性.....	14

第3章 山武市が目指す景観づくり ～20年、30年先を見据えて～25

3-1	景観計画の区域.....	26
3-2	理念.....	27
3-3	目標.....	28
3-4	方針.....	30
	(1) 類型別.....	30
	(2) ゾーン別.....	35
	(3) 重点地区.....	44

第4章 良好な景観の形成に向けて ～景観を共有する～47

4-1	共有すべき心得・作法.....	48
4-2	景観形成基準.....	50
(1)	市全域.....	50
(2)	重点地区（成東駅南側周辺地区）.....	52
4-3	一定規模以上の建築物・工作物等の行為.....	55
(1)	届出が必要となる行為・規模.....	55
(2)	届出手続きの流れ.....	57
4-4	屋外広告物.....	58
4-5	シンボルとなる建造物・樹木.....	59
(1)	指定方針.....	59
(2)	保全・活用の考え方.....	59
4-6	公共施設.....	60
(1)	公共施設による景観づくりの考え方.....	60
(2)	景観重要公共施設の指定方針.....	61
(3)	整備の推進に向けて.....	61

第5章 景観づくりの推進 ～私たちにできることは何か?～63

5-1	景観づくりの視点.....	64
5-2	景観づくりを支える施策・制度の検討.....	66
(1)	建築物や土地利用の規制・誘導に関連する諸制度の活用.....	66
(2)	景観形成の推進体制.....	67
(3)	計画の見直し.....	67
(4)	これまでの取り組み.....	68
(5)	今後に向けた取り組みの検討.....	71

資料編.....73

第1章

景観計画策定の背景と目的

～景観計画はなぜ必要なのか？～

1-1 「景観」の背景

近年、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、豊かな自然環境に加え、歴史の佇まいを残すまちなみや統一感のある住宅街といった、魅力ある「景観」(※)が求められるようになっていきます。

一方で、生活環境の変化や人々の価値観の多様化等に伴い、周囲と調和しない高さや色彩を持つ建物や広告物が増え、従来の良好な景観が損なわれる状況も国内各地で見られるようになりました。

これに対し、地域住民や地方公共団体により景観形成の自主的な取り組みが行われるようになりましたが、法律の根拠がないことや、強制力のある規制ができないことによる限界がありました。

そうした中、平成16年に実効性のある総合的な法律として「景観法」が制定されたことにより、景観計画の策定をはじめ、景観法に関わる諸制度を活用することで、地域の特性を活かした良好な景観の形成に取り組むことが可能となりました。

※景観とは？

広辞苑で「①風景外観、けしき、ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま」とされているように、「景観」とは、単に海や山などの自然を指しているだけではなく、自然と人間の行為(里山や森林の手入れを行う、道路や建築物を建設することなど)を合わせた環境として捉えています。

また、「景観」の良い・悪いは、“眺めの対象”の状況と“眺める人”の感じ方(印象・価値観)との関係性によって変わってきます。

山武市の景観に造詣の深い北原先生(千葉大学)は、「景観セミナーin 九十九里浜」において以下のように講演されておりました。

- ・景観を見ることによって、地域の健康状態が分かってくる。目に見えるもの、見えないものを含めて、景観は総合的な環境のバロメーターである。
- ・景観に注意を払っていくと、地域の宝が見えてくる。その宝物を守り、育て、後世に伝えていくためには、地域と暮らしとの結びつきをきちんと、もう一度組み立て直していく必要がある。
- ・そのためには、個々の地域だけではなく、いろんな地域や活動している人たちのネットワークを組み立て、大きな力としていくことが大切になる。

千葉県・山武市主催「景観セミナーin 九十九里浜」(平成25年12月)より

1-2 景観計画策定の目的

山武市には、日本の白砂青松 100 選と日本の渚 100 選に選定されている九十九里浜やサンブスギに代表される丘陵地の自然的景観、屋敷林に囲まれた集落地や趣のある市街地等のまちなみ景観、生活の中で感じるまちの雰囲気や文化の香りなどの目に見えない景観をはじめ、多様な景観が見られます。

こうした景観は、長い時間をかけてじっくりと築きあげてきたものであり、都市計画法や建築基準法等の法律とは別に、周辺環境と調和するように建物を建て・生け垣をつくるという暗黙のルールによって保たれてきました。

しかし、近年では、人々の生活習慣や価値観の変化等によって、そうしたルールが失われつつあります。

また、30 年前と比べても、日々の暮らしの中では気づかないうちに、まちの姿は変化しています。

時代とともに変わっていくことも必要ですが、これから 20 年後、30 年後に無秩序なまちなみにならないよう、目指すべき景観のビジョンを提示し、景観に配慮した取り組み（景観づくり）を推進するため、景観法に基づく景観行政団体へと移行し、景観計画を策定することとしました。



コラム：サンブスギ？山武杉？

「サンブスギ」とは、千葉県で生まれた優良な性質を多く持つ挿し木スギであり、250 年以上前から山武林業地において挿し木造林の技術とともに受け継がれてきたものを指します（山武地域では「カンノウスギ」とも呼ばれてきました）。

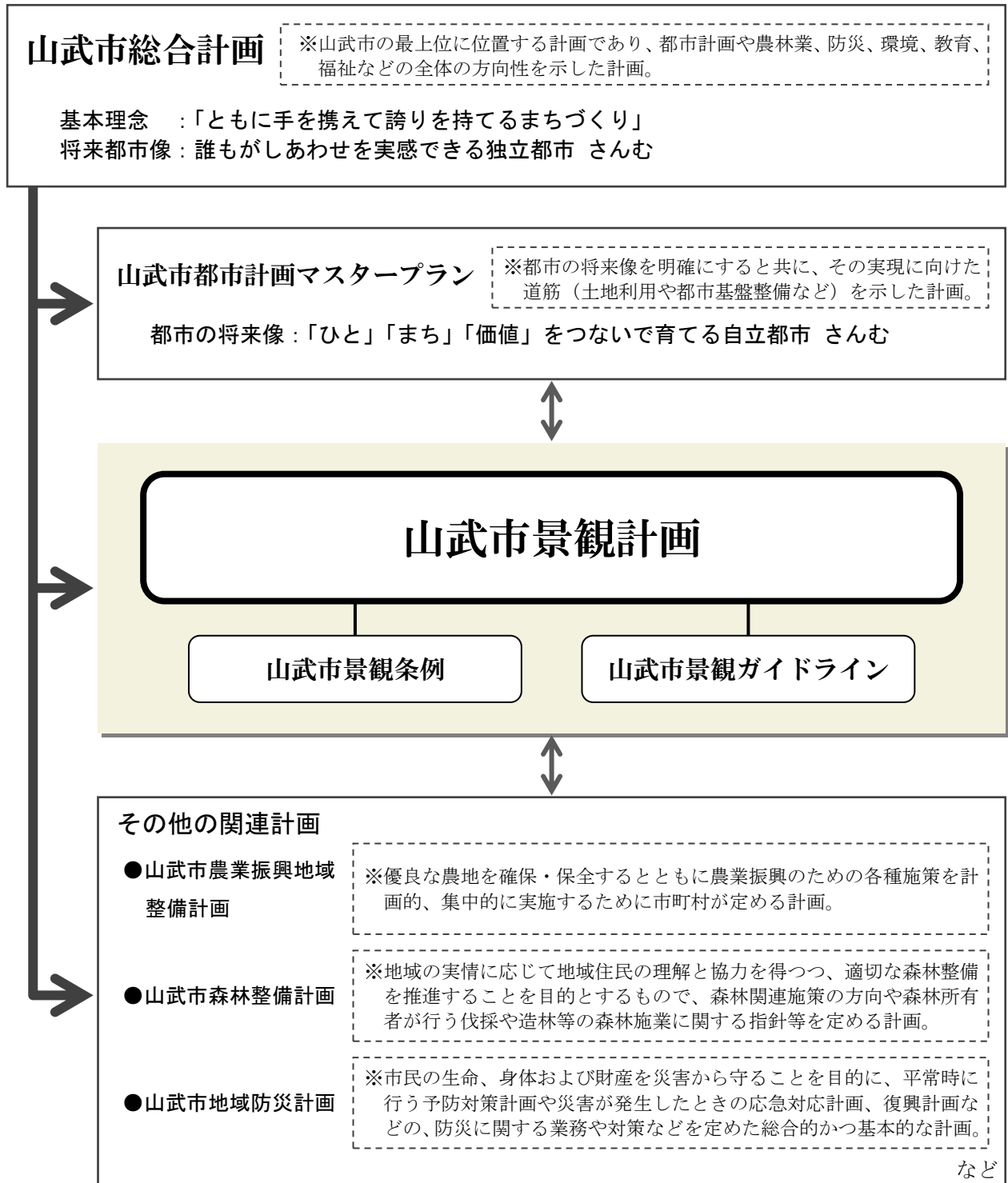
従って、山武地域において古くから育てられてきた挿し木スギを「サンブスギ」と表記し、その他のスギは“山武杉”や“さんぶ杉”と表記します。



1-3 景観計画の位置づけ

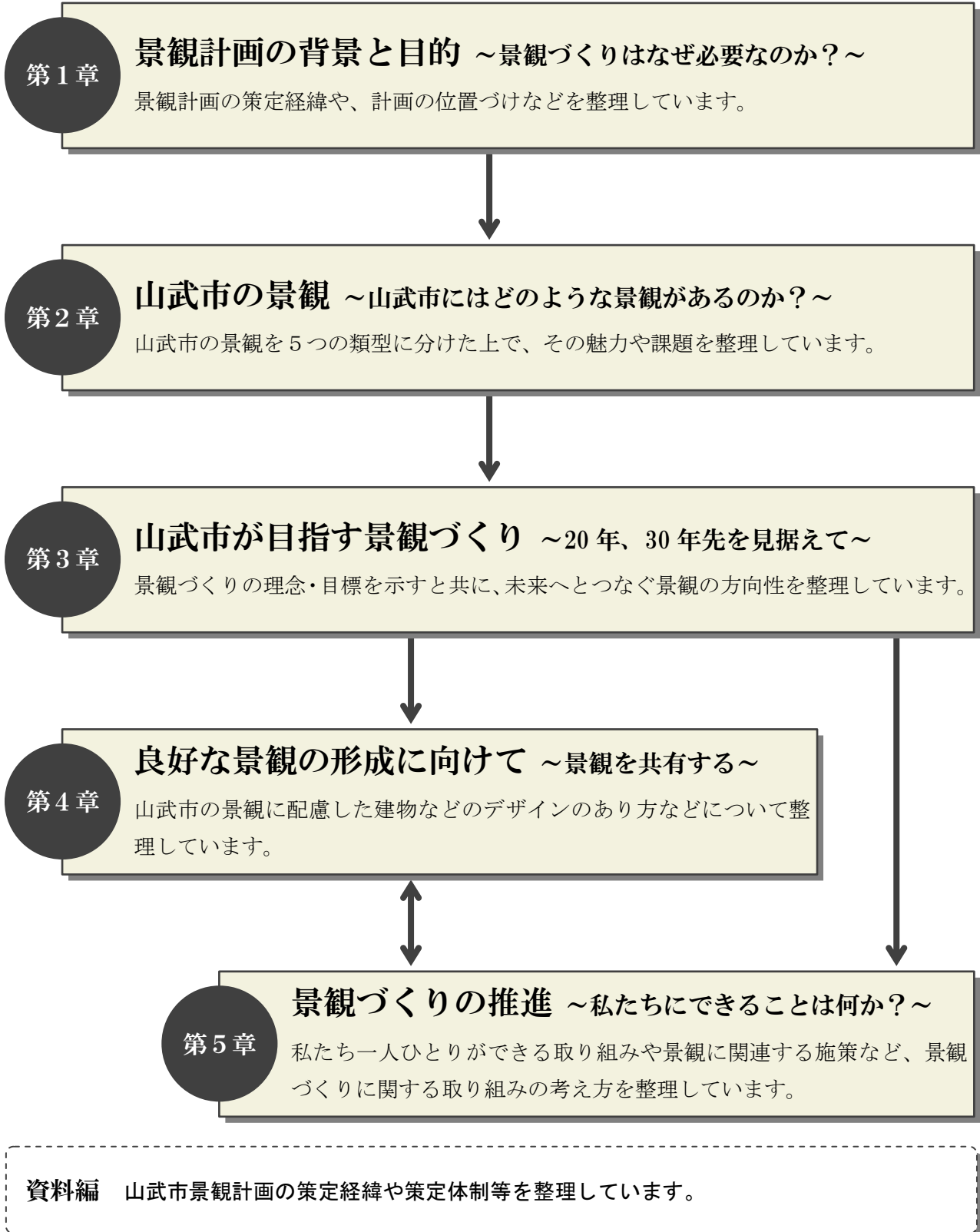
山武市景観計画は、“市民と行政が一緒になって山武市を創る協治のみちすじ”となる「山武市総合計画」を根幹として、景観形成に関する方針を示した「山武市都市計画マスタープラン」を踏まえ策定するものです。

また、景観づくりに関する市民・行政・事業者共通の指針とすると共に、その他の関連計画との整合も図りながら、景観の観点から幅広い分野・施策と連携して取り組むための基盤となります。



1-4 景観計画の構成

本計画は、景観法により定める事項とともに、市が独自に定める事項を加え、以下の内容により構成します。



第2章

山武市の景観

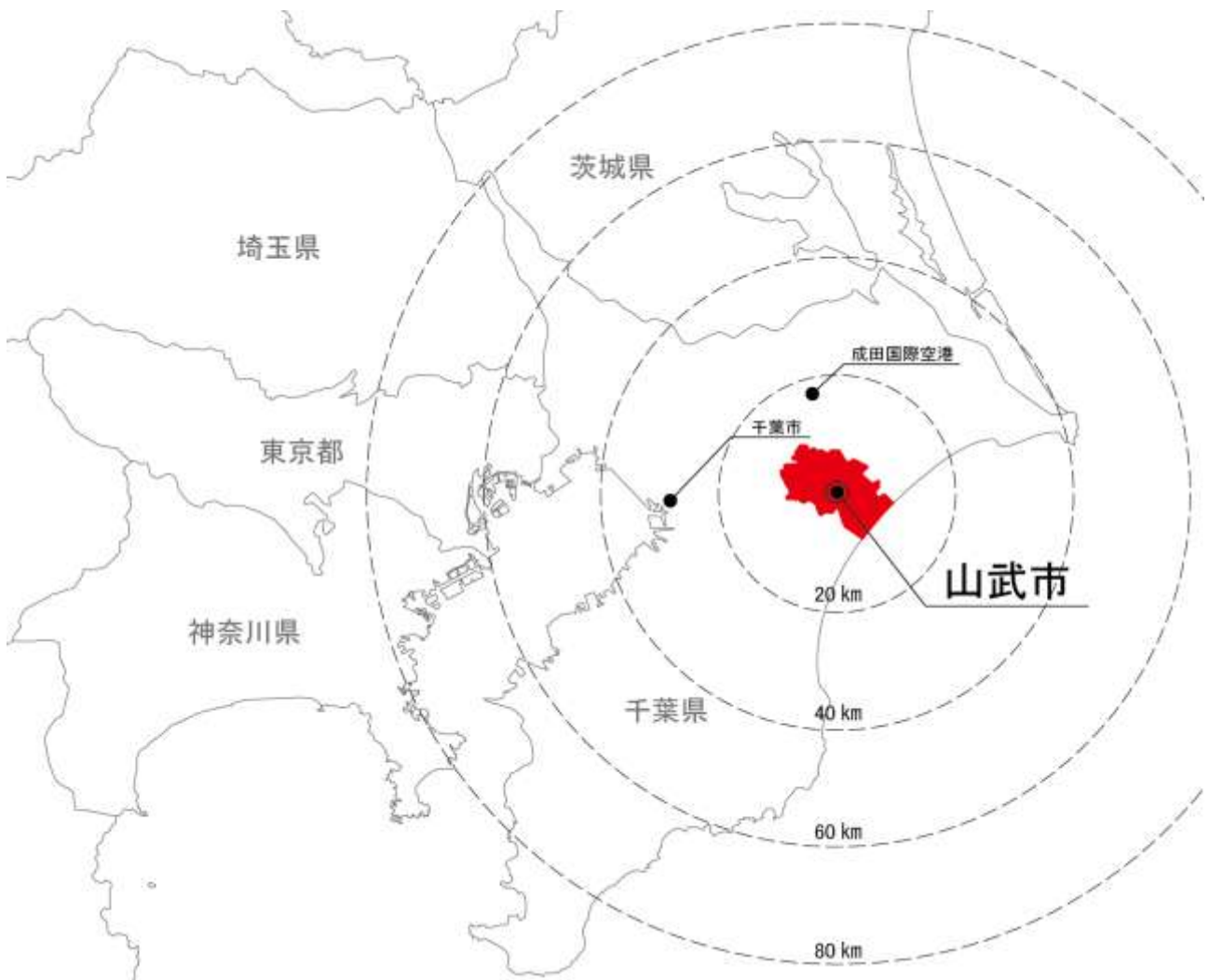
～山武市にはどのような景観があるのか？～

2-1 山武市の概要

(1) 位置・地勢

本市は千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10~30km、都心へも約60km圏内に位置しています。日本の白砂青松100選にも選定された九十九里海岸の中央部で約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.38km²です。

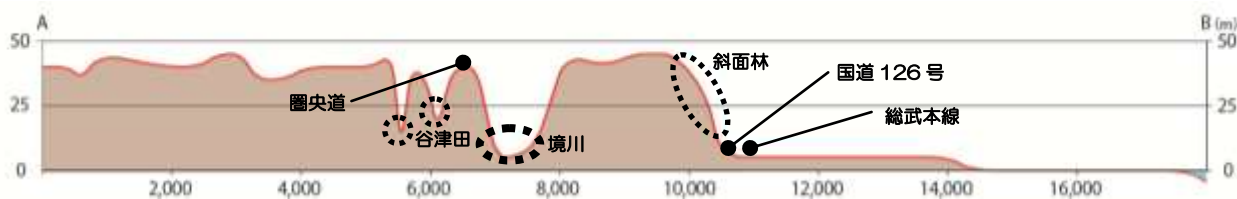
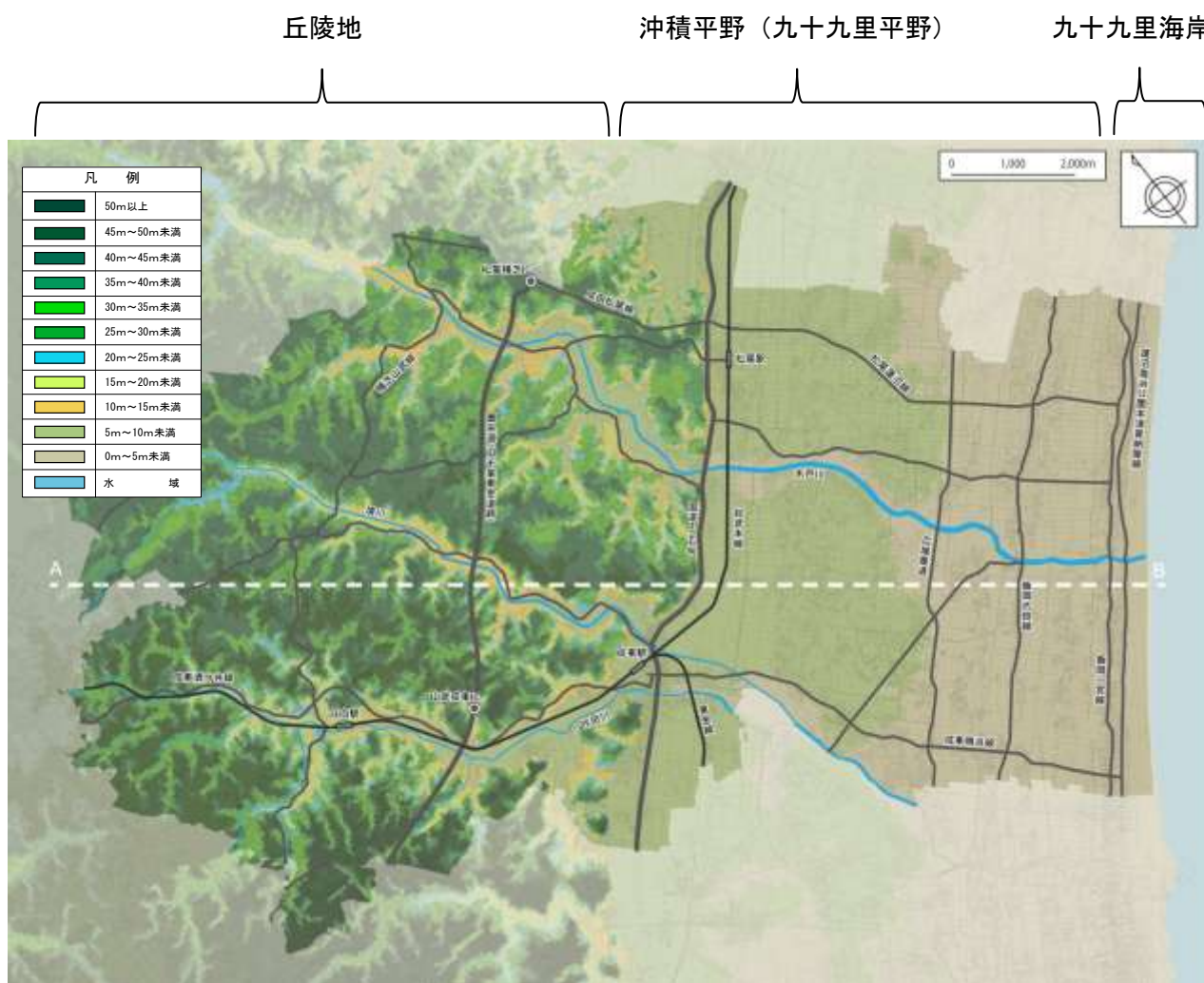
市内は、肥沃な土壌と温暖な気候を活かして、県内でも有数の農業生産額を誇り、稲作はもとより野菜や果実の生産も盛んで、サンプスギなどの林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域です。また、一年を通じて温暖な気候で、観光リゾート地として海水浴やサーフィン、テニスなどのスポーツも楽しめる多様な地域資源を有しています。



(2) 地形

本市は大別して、遠浅の海が広がる九十九里海岸と、九十九里平野と称する肥沃な土壌を持つ沖積平野、標高 40～50mの低位台地からなる丘陵地で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に、帯状に展開しています。

なお、丘陵地には、台地に入り込んだ小河川が造る樹枝状の細い谷の谷津があり、その多くは谷津田として利用されています。また、その谷津田を束ねるように、木戸川・作田川・境川等の河川が流れ、丘陵地から九十九里平野を経由して太平洋に流入しています。



(3) 歴史概要

【旧石器～古代】



大堤権現塚古墳



不動塚古墳

◆市内に最初の人類の足跡が見られるのは、今から約2万8千年前の後期旧石器時代です。市内の遺跡は川に沿った台地上に多く分布し、木原の鷲山遺跡や横田の辻遺跡等の縄文時代、嶋戸東・早船・田越の弥生時代の遺跡、台地上には古墳群が広範囲に分布し、500基以上の古墳が確認されています。関東でも例の少ない三重周溝の大堤権現塚古墳や、群内最大の方墳駄ノ塚古墳を有しています。また、九十九里平野の陸地化は今から9千年前の縄文時代早期と考えられており、河川が運ぶ土砂によって陸地化したのではなく、海の後退により陸地化したと考えられ、低地にも縄文～古墳時代の遺跡が確認されています。

◆律令国家が成立すると、本市は山邊郡や武射郡に組み込まれ、奈良時代には、武射郡寺である真行寺廃寺が建立され、近接地の嶋戸東遺跡では武射郡衙跡が確認され、武射十一郷の中心であったことが確認されました。

【中世～江戸時代】



成東城跡公園



サンプスギ



「上総道学発祥の地」
記念碑

◆鎌倉時代には、上総国山辺庄に含まれ、千葉氏の支配下にあり、木原城・成東城・津辺城・山室城等が築城され、その後、江戸時代には幕府領、旗本知行地、結城藩水野氏の領地となります。現在でも成東城跡公園、そのほか津辺城・山室城にも土塁、空堀などの遺構を見ることが出来ます。

◆江戸時代の人々の多くは農業に従事していましたが、17世紀後半に九十九里浜で地引網漁の普及に伴い、鰯漁などが盛んになり、漁船に用いる材木として植林されたのがサンプスギの始まりと言われています。

◆江戸時代半ばの1703年には、地震による元禄大津波が九十九里浜一帯を襲い多くの犠牲者を出しました。現在も本須賀と松ヶ谷には当時の犠牲者を供養する百人塚、千人塚が残るほか、蓮花寺にも千人塚・八十八石仏が建立され、津波の記憶を今に伝えています。

◆江戸後期には、儒学者稲葉迂齋に師事した和田守道（儀丹）・鈴木庄内（養察）・迂齋の子黙齋らによって上総道学が農民の間にも普及しました。大橋の河川堤には「上総道学発祥の地」の記念碑が建立されている他、稲葉黙齋などの墓が残されています。

【明治期～現代】



旧松尾藩主居宅の長屋門

成東駅の魁
(さきがけ)の碑

落花生



保安林



両総用水第3揚水機場

◆1869年には掛川藩主太田資美が転封し、三稜郭の松尾城を築城しましたが、1871年の廃藩置県により廃城となりました。現在も松尾中学校の外周部には高台の地形を活かして周囲にめぐらした「胸壁」、松尾自動車教習所には藩庁跡が残るほか、松尾町大堤には旧松尾藩主居宅の長屋門が移築されており、その移築物を見ることが出来ます。

◆明治時代には安井理民らの尽力により総武鉄道が敷設され、1897年に成東駅が開業し、地域の発展に大きく寄与しました。また、この頃文学や短歌において活躍した伊藤左千夫の生家が殿台に残るほか、市内各所に歌碑が残されています。

◆千葉県は落花生の栽培が盛んなことで知られていますが、1876年に落花生の栽培をはじめ、県内に広めたのが草深出身の牧野萬右衛門であり、草深は落花生栽培発祥の地と呼ばれます。丘陵地域を中心に、市内にも多くの落花生畑があります。

◆九十九里海岸では、古くから飛砂や潮風を防止する保安林が造成され、幾度かの乱伐や荒廃を経て、戦後も再び人々の暮らしを守るために保安林の造成が始まり、「白砂青松」の原風景とうたわれるようになりました。昭和30年前後の昭和合併により、本地域は成東町・松尾町・山武町・蓮沼村の3町1村に編成されました。

◆その後、昭和40年に竣工した両総用水事業では利根川から水を引くことで、河川改修や新田開発の影響で問題となっていた九十九里平野の用水不足が解消され、この事業を経て、九十九里平野は県を代表する穀倉地帯へと大躍進し、現在の山武市の特徴とも言える田園景観が形成されました。

◆昭和53年の成田空港の開港を受け、昭和61年には主要地方道県道成田松尾線（芝山はにわ道・空港道路）が開通し、平成10年には千葉東金道路が延伸され、現在では、首都圏中央連絡自動車道として松尾横芝ICから木更津ICまでが開通し、首都圏各地との交通ネットワークが発達しました。

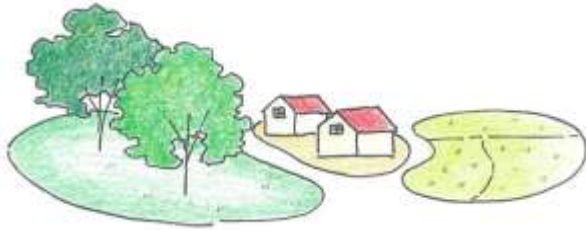
◆平成18年3月には蓮沼村・松尾町・山武町・成東町の4町村の合併が行われて山武市となり、現在に至ります。

2-2 山武市の景観資源

(1) 景観資源の分類

「景観」は、田園のような面的な“広がり”のある景観や河川のように“連続性”のある景観、文化財のように“地域のシンボル”となっている景観等、様々な要素から構成されています。

そこで、山武市の景観を把握するために、大きく5つの要素（面的要素、線的要素、点的要素、広域的要素、無形的要素）から景観資源を抽出します。

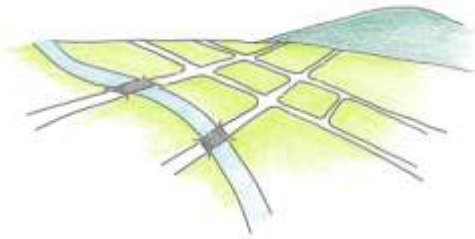


■面的要素

個々の資源が複数集まり、一体的で広がりのある印象を持たせる資源を指します。

[景観資源]

田園、谷津田、丘陵、斜面林、海岸、市街地



■線的要素

道路や河川等の連続性を感じさせる資源を指します。

[景観資源]

河川、道路・沿道



■点的要素

地域のシンボルや目印となっている単体の資源を指します。

[景観資源]

公園・拠点、文化財、古木・巨木、
その他の自然、その他の史跡



■広域的要素

点・線・面の要素が重層的に重なり合った大きな眺めを指します。

[景観資源]

眺望



■無形的要素

広く市内で行われている活動や地域の伝統行事、イベントなどの活動を指します。

[景観資源]

まちづくり活動、祭り・伝統芸能、イベント

その上で、抽出した景観資源を、山武市の地形や歴史等の特徴に応じて、以下の5つの類型に整理しました。以降、この類型を基に、景観特性や方針等について整理します。



水・緑

景観の骨格を形づくる水と緑の自然環境

田園

谷津田

丘陵

斜面林

河川

海岸

その他の自然



暮らしの場・まちなみ

人々の生活を表す暮らしの場・まちなみ

市街地

道路・沿道

公園・拠点



歴史・文化

先人たちの足跡を示す歴史・文化

文化財

古木・巨木

その他の史跡



活動・人の営み

彩りやにぎわいを与える人々の活動・人の営み

まちづくり活動

祭り・伝統芸能

イベント



眺望

広さを実感できる眺望

眺望

(2) 類型別の景観特性

■水・緑



九十九里平野に広がる田園



サンプスギ並木



サンプスギの森と広がる丘陵地



市街地を流れる作田川



田園の合間を流れる木戸川



九十九里海岸（日本の渚100選）



保安林（津波被害前）



成東・東金食虫植物群落



ハマヒルガオの群生地

現況：景観の骨格を創るさんむの水と緑

丘陵地では、サンプスギなどの森と赤土の畑が調和した風景が広がり、谷津田では今では貴重となるホタルを見ることができます。

また、江戸時代に九十九里浜で鰯漁に使う木材の確保のために植林が始まったとされる“サンプスギ”は、丘陵地の多くを占め、木材は建築材料や高級建具として利用されています。

さらに、丘陵地から太平洋へ流れる作田川や境川、木戸川が創り出す水辺景観、北総台地と九十九里平野の境目の崖に連なる帯状の斜面林が見られます。

九十九里平野に広がる田園では、稲作期になると黄金色の絨毯がどこまでも広がり、ハマヒルガオの群生や、アカウミガメの産卵地であるなど多様な動植物の生息地となっている海岸では、白い砂浜や緑の松林が見られます。

こうした地形が創り出す豊かな水と緑の自然環境は、山武市の原風景であり、景観の骨格となっています。

課題：深刻化しつつある水と緑の景観の喪失

維持管理の困難、収益性の減少、後継者不足等により、休耕田や耕作放棄地の増加、山林の荒廃が目立つようになっています。

また、圃場整備により、生産性の向上が図られた一方で、田んぼの生き物が減少しています。

さらに、道路や河川・水路等の日常生活の場や海岸でのゴミ捨てなども見られます。

その他、白砂青松とうたわれた九十九里浜の保安林では、従来からの松くい虫の被害と2011年3月に発生した東日本大震災の津波の影響により、広範囲にわたる枯死が見られます。

■暮らしの場・まちなみ



屋敷林等がある田園地帯の集落



植草地区



森地区



蓮沼海浜公園



成東城跡公園



さんぶの森公園



成東工業団地



なるとうこども園



道の駅オライはすぬま

現況：自然と調和した、にぎわいのあるまちなみ

丘陵地の長屋門や生け垣などに囲まれ周りの山林と一体となった集落、市街地の歴史を感じさせる住宅地、田園地域の屋敷林に囲まれた家々の集落をはじめ、本市の自然環境と調和したまちなみが市内各地で見られます。こうしたまちなみが連続することにより、緑や活気にあふれた沿道景観の創出に貢献しています。

また、さんぶの森公園や成東城跡公園等をはじめ、周囲の自然に溶け込んだ市内各地の公園は、地域に暮らす人々の憩いの空間となっています。

さらに、地域の魅力を発信する拠点である道の駅オライはすぬまや国道126号沿道に広がるストロベリーロードは、地域を特徴づける拠点として、人々に親しまれています。

その他、公共施設をはじめ、計画的に景観に配慮した新しい住宅地や、緑化協定により緑化が図られている工業団地等、近年の建物においても、自然との調和への配慮が伺えます。

課題：周辺環境との調和の喪失

周辺の雰囲気と調和しない住宅への建替えや、それに伴う生け垣の喪失、派手な色彩の屋外広告物が多く見られるようになっていきます。

また、空き家や空き店舗、空き地の存在は、駅周辺や住宅地において、まちなみの連続性やにぎわいの喪失につながっています。

その他、雑草の生い茂った歩道、手入れが不足した沿道の木々などが見られます。

■歴史・文化



浪切不動院



伊藤左千夫の生家



大堤権現塚古墳



長光寺のしだれ桜



成東高校の桜の木



伊藤左千夫の歌碑



九十九里教会



賀茂神社の大杉



駒形神社の椎の木

現況：地域に根差した多様な歴史・文化

大堤権現塚古墳や山室姫塚古墳をはじめ、丘陵地に多く点在する古墳は、古来より人々がこの地域で生活を営んできたことを表しており、市内で見られるため池からは、古代の海面後退の名残が伺えます。

市内各地に建てられた社寺は、地域の生活文化と密接に関わる存在として、現在も人々に広く親しまれています。中でも、標高30mの石塚山（石塚の森）の中腹に建つ浪切不動院は、その朱塗りの本堂から、本市のランドマークの1つとなっています。

また、上総道学の普及に尽力した稲葉黙齋や鈴木荘内、福祉事業に尽力した大高善兵衛、総武本線開通に尽力した安井理民などの地域の発展に貢献した郷土の偉人に関する史跡が市内各地で見られ、明治から大正にかけて文学や短歌において活躍した伊藤左千夫においては、生家や歌碑等の様々な史跡の他、生涯と作品、遺品、同人たちとの関わりを示す資料等を展示する歴史民俗資料館があります。

さらに、賀茂神社や駒形神社等の各所で見られる古木・巨木からは、広く市内で自然と共生してきた歴史・文化が伺えます。

中でも、樹齢300年の長光寺のしだれ桜や妙宣寺のしだれ桜は、市を代表する桜の名所となっています。

課題：歴史・文化に対する関心の希薄化

地域の歴史・文化に対する人々の関心が低下しつつある中、史跡や社寺等が有する、自然との共生の歴史や生活文化の記憶が薄れ始めています。

これにより、地域の自然や歴史・文化と調和したまちなみの喪失につながる懸念されます。

■活動・人の営み



地引網体験交流事業



おだかけ



花植え活動



金刀比羅神社の巫女の舞



稲荷神社の里神楽



本須賀八坂神社例大祭



観察会（成東・東金食虫植物群落）



ぐるっと山武 50 kmウォーク



ロードレース大会

現況：特色豊かな行事やイベント、市民活動

里神楽や獅子舞等の伝統行事、田んぼで稲の束を掛け天日乾燥するおだかけや収穫した落花生を畑に野積みにして天日にさらして乾燥させる落花生ボッチなどは、地域の四季を彩る景観として、人々に親しまれています。

また、地域の活性化や自然保護等の観点から、里山・谷津田の保全・再生活動、山林の伐採活動、保安林再生に向けた植樹活動、まちの緑化・美化活動等の他、駅前のにぎわい創出に向けた活動、九十九里浜で盛んに行なわれていた地引網の体験活動等、市内各地で様々な活動が行われています。

さらに、桜めぐりハイキングやサマーカーニバルなどのイベントは、市内外を含め、多くの人が訪れることで、にぎわいのある景観の創出につながっています。

課題：担い手不足・交流不足・^{なりわい}生業と景観

祭礼への参加意識の低下や後継者不足等により伝統行事の伝承が困難になりつつあります。

また、まちづくり活動においては、参加者の固定化が進む中で、活動規模の低下が懸念されていることに加え、活動に関する工夫や課題解決策を共有できるような、活動団体間の横のつながりが見られない状況にあります。

さらに、これらの行事や活動、イベントは、市内外への PR となる一方で、ゴミ捨てなどに見られる人々のモラルの低下が、良好な景観の喪失につながっています。

その他、サンプスギの見られる丘陵地や、広大な田園の景観は、林業や農業という“生業（生活を営むための仕事）”に基づくものですが、時代の流れの中で、生活様式や生産技術等が変化することにより、生業と共に受け継がれてきた景観の喪失が懸念されます。

■眺望



さんぶの森公園グリーンタワーからの眺望



富田みどり里山公園からの眺望



駒形神社からの眺望



成東城跡公園からの眺望



平野部から見る斜面林



蓮沼海浜公園の展望塔からの眺望



九十九里浜からの太平洋の眺め



九十九里海岸の初日の出



平野部から見える富士山

現況：広大な空と山林・田園・海岸との調和

山林が広がる標高 40～50m の丘陵地、田園や海岸が広がる平野部という特徴ある地形を有する本市では、各地で眺望を楽しむことができます。

ちば眺望 100 景に選定されている、さんぶの森公園グリーンタワーからは、サンプスギなどの森やニンジン代表とする畑を、蓮沼海浜公園展望台からは保安林と海を、成東城跡公園からは、田んぼ・木々の緑を基調とした、遠くに広がる海までを眺めることができます。

また、平野部においては、広大な空を感じながら、連続する斜面林や田園の広がりを楽しめることができます。

さらに、九十九里海岸からは太平洋の水平線や、広大な空の下でどこまでも続く砂浜を眺めることができます。

その他、河川の堤防や橋からは、背景の山並みや周辺の樹木等と調和したまちなみの広がりを感じることができます。

課題：派手な色彩や高さのある建築物や工作物

田んぼや木々の緑を基調とした広がりや違和感を与えるような高さ、形態・意匠、色彩の強い建築物や工作物が一部で見られることにより、良好な眺望が阻害されています。

また、今後そうした建築物や工作物が増えることにより、眺望景観の喪失が懸念されます。

第3章

山武市が目指す景観づくり

～20年、30年先を見据えて～

3-1 景観計画の区域

山武市において景観づくりを進めていく上では、市域全域にわたって良好な景観の形成を図る必要があります。そのため、景観計画に基づき取り組みを進めていく範囲を山武市全域とします。



3-2 理念

久々に 家帰り見て 故さとの 今見る目には 岡も河もよし

この歌は、山武市を代表する歌人の伊藤左千夫が、明治の時代に久々に故郷山武を訪れた際に、改めて山武の景観の良さをうたったものです。

「岡も河もよし」とあるように、山武市には山から海まで風情ある様々な景観が広がっています。

山武市の景観は、地域に暮らす人々の生活と共に育まれてきました。

生活に寄り添うように豊かな自然が残る山武の景観には、久しぶりに故郷に戻ってきた人に限らず、訪れた人の心を落ち着かせる魅力があります。

山武市景観計画の策定をきっかけに、かつて伊藤左千夫が詠んだこの歌のように、『いつ見ても山武の景観はホッとする、心地よい』と思えるような景観づくりを進めていきたいと考えています。

そのためには、私たち一人ひとりの景観に対する意識や協力、そして何より、人々が景観に関わり続けることが欠かせません。

その意味を込めて、計画に掲げる理念を以下の通りとします。



3-3 目標

理念に掲げた「未来へとつなぐ さんむの景観」の実現に向けて景観づくりを進めるための目標を次の通りとします。

目標1 想いをつなぐ

景観づくりは、山武市に暮らす私たちが、普段の見慣れた風景を“良い景観”として認識することから始まります。丘陵や田畑や海などの自然に囲まれて生活している環境や空気の美味しさなどは、都心では感じることでできない大きな魅力です。また、こうした景観がどのような歴史や文化の中で形づくられたかを知ることで、更なる魅力を発見することができます。

そこで、山武市に暮らす誰もが、景観を身近に感じ、景観を取り巻く状況を知りながら、次の世代へさんむの景観をつないでいけるよう、“想いをつなぐ”を目標に掲げます。



目標2 人と人をつなぐ

山武市の景観づくりには、槇の生け垣や庭先の草花の手入れなど日々の生活の中で行っていることや、サンプスギの森の再生や河川沿いの花植え、九十九里海岸の保安林の植樹等の熱心な活動が含まれます。

また、個々の取り組みに加え、地域の外から来る人（風の人）と地域に暮らす人（土の人）とが交流する中で、『風土』として、より良い景観を創出していくことも大切になります。

そこで、山武市の景観づくりに関わる人々をつなぎながら、より大きな景観づくりの流れを創り出していけるよう、“人と人をつなぐ”を目標に掲げます。



目標3

なりわい
生業をつなぐ

かつて、九十九里浜で鰯漁に使う材木確保のために丘陵地でサンプスギの植林が行われ、平野部で農業を営むための防風対策として家々の周囲を屋敷林で囲うとともに海岸沿いに保安林の植樹が行われるなど、人の手が加わりながら自然と共生した生活が営まれてきました。

そして、今日に至るまで、林業や農業を通じて丘陵地のサンプスギの森や平野部の田園風景が保たれてきました。

このように、山武市の景観づくりは、これらの生業が大きく関わっていることを認識した上で、進めていくことが大切になります。

そこで、想いをつなぎ、人と人をつなぎながら、生業に基づく自然や生活の景観を次の世代につないでいけるよう、“生業をつなぐ”を目標に掲げます。



3-4 方針

(1) 類型別（景観資源の目指す姿）



【水・緑】

自然を保全しつつ、新たな魅力をつくる

- ・河川、用水路とともに今日まで受け継がれてきた九十九里平野の田園景観の広がりやつながりを活かした景観形成を図ります。
- ・豊かな自然環境と生態系に恵まれた谷津田景観を保全します。
- ・丘陵地の景観を特徴づけるサンプスギなどを活かした景観形成を図ります。
- ・下総台地と九十九里平野との境目に広がる連続した斜面林の緑を保全します。
- ・保安林の再生や美化活動などを進め九十九里浜の白砂青松の景観を再生します。
- ・成東・東金食虫植物群落やハマヒルガオなど、生態系の豊かさを物語る地域固有の動植物を保全します。



【暮らしの場・まちなみ】

暮らしの場を守り、まちなみの作法をつくる

- ・ 周辺の自然と調和した屋敷林や榎の生け垣等の暮らしの緑を保全・創出します。
- ・ 成東駅をはじめ、地域の顔となる拠点において、調和の取れた景観を創出します。
- ・ 丘陵や市街地のまちなみ、田園風景等、それぞれの地域が持つ魅力や、一体感を感じることのできる沿道景観を創出します。
- ・ 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる公園・緑地の景観を保全します。
- ・ 道の駅オライはすぬまや駅前広場等、人が集い、交流や賑わいを感じることで創出します。



【歴史・文化】

歴史・文化を守り、後世につなぐ

- ・文化財や古木・巨木、その他の歴史資源のある景観を保全します。
- ・歴史的資源を後世へ継承していくため、人材育成や記録作成に取り組みます。
- ・歴史的資源周辺においては、その環境に配慮したまちなみの創出に取り組みます。



【活動・人の営み】

なりわい 生業・人々の活動の輪をつなぐ

- ・市内各地で行われている自然環境保全やまちづくり活動等が交流・連携する機会を創出します。
- ・地域の特徴であり、人々の愛着を醸成する祭りや伝統芸能を、将来に引き継いでいく景観として保全します。
- ・市内各地で開かれている、四季折々の移ろいを楽しむことができるイベント等の機会を継続・充実します。
- ・農林業に見られる“人々の暮らし・営み”の景観を保全し、後世につなげます。



【眺望】

広がりのある眺望を守る

- ・ 高台や高い建物から市内を広く眺めることができる眺望を保全します。
- ・ 丘陵地や九十九里浜など、訪れた場所から眺める周辺の眺望を保全します。
- ・ 良好な眺望を体感することのできる眺望地点づくりに取り組みます。

(2) ゾーン別（主要な拠点・軸を中心とした、各地域の景観特性を活かした取り組みの考え方）

山武市総合計画及び山武市都市計画マスタープランとの整合を図りながら、景観計画区域内を4つのゾーンに分けると共に、主要な景観づくりの拠点や軸を以下の通りとします。



＜凡例＞	
	にぎわい創出拠点
	地域を特徴づける拠点
	ゲート拠点
	景観創出軸

【丘陵ゾーン】

山と共生した景観をつくる

市域の北部に位置する丘陵ゾーンには、サンプスギなどの森や谷津田、緑に囲まれた集落・住宅地をはじめ、自然と共生して営まれてきた里山の景観が見られます。そこで、良好な景観の保全や魅力の創出に向けて、暮らしと共に成り立ってきた自然を守り、人々の生活と共生できる景観をつくります。





サンプスギ並木



谷津田



日向の森



植草地区



森地区



美杉野地区



日向駅



さんぶの森公園



圏央道



長光寺



六所神社本殿



山室姫塚古墳



妙宣寺のしだれ桜



賀茂神社の大杉



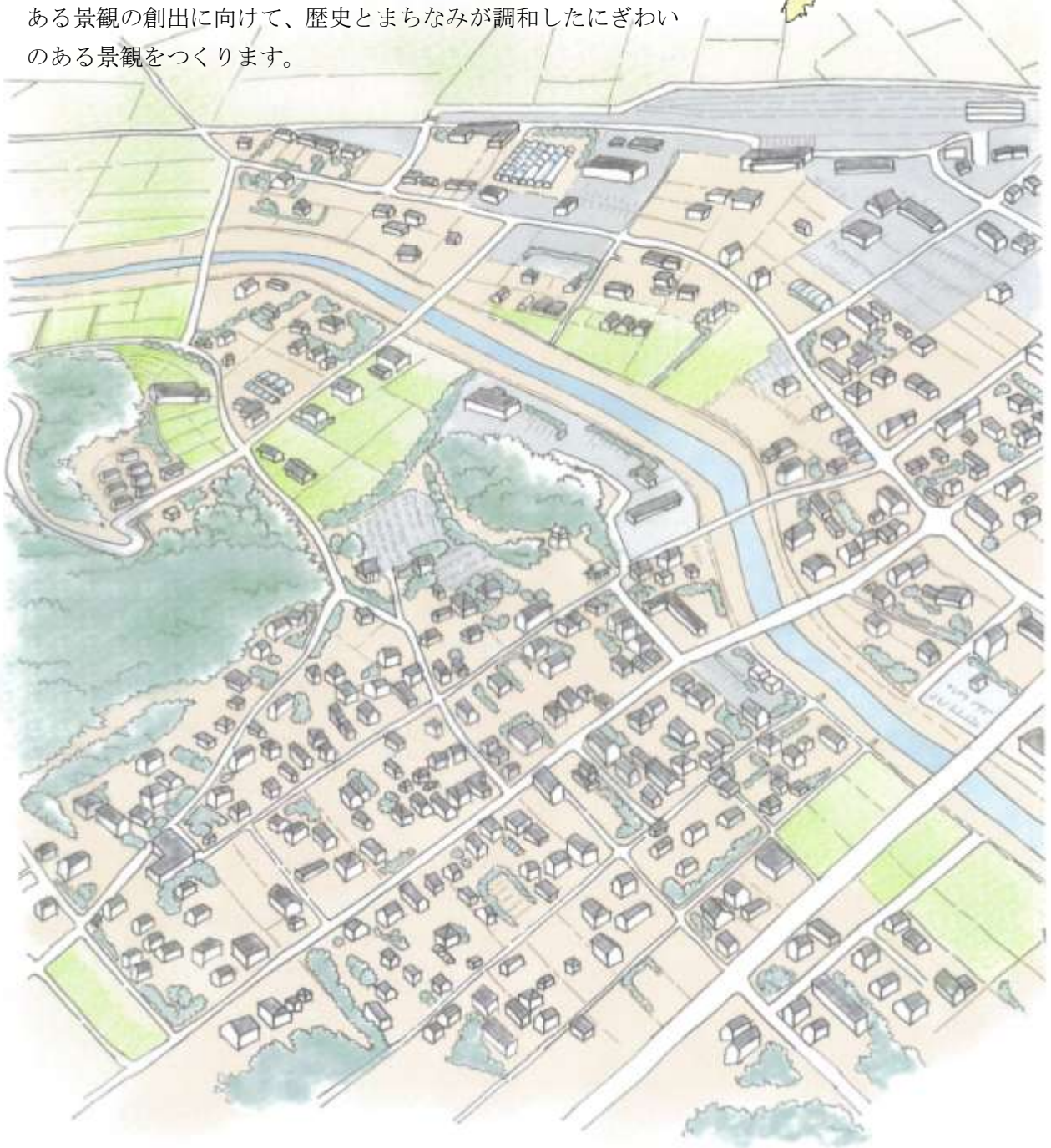
埴谷日吉神社の祭礼

- ・サンプスギなどの森や谷津田等、人の手が加わる中で保たれてきた里山について、木材資源の活用やグリーンツーリズム、市民との協働等による保全・活用に取り組みます。
- ・森地区のような緑に囲まれた風情ある集落の景観を、市民等との協働により保全に取り組みます。また、その他の住宅地について、景観に関する周知・啓発を通じて、周辺や背景の緑に馴染むような景観の形成に取り組みます。
- ・山武成東 IC や松尾横芝 IC については、山武市への玄関口として、周辺環境に配慮した整備を通じて、魅力ある沿道景観の創出に取り組みます。
- ・山室姫塚古墳や不動塚古墳等の古墳をはじめ、六所神社本殿や御嶽神社等の社寺、松尾城跡などの史跡、長光寺のしだれ桜などの古木・巨木について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。
- ・市民等による里山保全やサンプスギなどの活用等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・埴谷日吉神社の祭礼や椎崎八幡神社の祭礼等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。
- ・緑の豊かさや空気の美味しさを感じることができるイベントの継続を通じて、丘陵ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。
- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、さんぶの森公園グリーンタワーをはじめ、周囲の自然や遠くの景色を楽しむことができる視点場からの眺望の保全に取り組みます。

【市街地ゾーン】

歴史と調和したにぎわいの景観をつくる

市域のほぼ中央、台地と平野部の境に位置する市街地ゾーンは、連続する斜面林の緑を背景に、総武本線及び国道126号沿道に市街地が広がっています。そこで、山武市の顔として魅力ある景観の創出に向けて、歴史とまちなみが調和したにぎわいのある景観をつくります。





谷津田



斜面林



石塚の森



成東駅



松尾駅



成東城跡公園



伊藤左千夫記念公園



伊藤左千夫の生家



浪切不動院



大堤権現塚古墳



大高善兵衛の墓



駒形神社の椎の木



成東高校の桜



金刀比羅神社巫女の舞



花の植栽活動

- ・平野部からのランドマークとなる斜面林について、周辺環境に配慮した整備に取り組むとともに、建物等の高さの規制・誘導を通じて、緑の連続性の確保に取り組みます。
- ・石塚の森のような歴史や風土と調和した緑の保全に取り組みます。
- ・作田川をはじめ、まちなかを流れる河川や水路について、市民等による美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備等を通じて、親しみのある空間の創出に取り組みます。
- ・成東駅周辺について、統一感のあるまちなみへの規制・誘導を通じて、地域の顔として、新たなにぎわいの創出に取り組みます。
- ・榎の生け垣が連続する住宅地について、住民との協働等により保全するとともに、景観に対する周知・啓発を通じて、周辺や背景の緑に馴染むような景観の形成を図ります。
- ・国道 126 号沿道について、屋外広告物の規制・誘導を通じて、賑わいの中にも統一感を感じる景観の創出に取り組みます。
- ・浪切不動院等の社寺や伊藤左千夫生家等の史跡について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。
- ・市民等による河川や駅前での花の植栽等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・金刀比羅神社の神楽や駒形神社の例祭等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。
- ・地域の特産品に関するイベントの継続を通じて、市街地ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。
- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、浪切不動院や成東城跡公園をはじめ、平野部を広く見渡すことのできる視点場からの眺望の保全に取り組みます。

【田園ゾーン】

原風景としての九十九里平野の景観をつくる

市域の南側に位置する田園ゾーンには、九十九里平野に広がる田畑の中に、生け垣や屋敷林の緑に囲まれた農村集落が溶け込む景観が見られます。そこで、大きく変わることなく保たれてきた原風景として、田園の景観をつくります。





田園



屋敷林の農村集落



桜並木



槇の生け垣



道の駅オライはすぬま



松尾工業団地



成東工業団地



飯岡片貝線



箭挿神社



小柳八坂神社



勝覚寺



慈広寺 (恵比寿)



真光寺の六観音と六地藏



五所神社十二面神楽



本須賀八坂神社例大祭

- ・九十九里平野の田園について、建物等の規制・誘導を通じて、広大な空と田園とが一体となった景観の保全に取り組みます。
- ・農地を流れる用水路や木戸川沿いのあじさいなどについて、市民等による美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備等を通じて、田園に彩りを添える水辺空間の創出に取り組みます。
- ・生け垣と屋敷林に囲まれた農村集落について、市民との協働等により保全するとともに、景観に対する周知・啓発を通じて、周辺の田園と一体となった景観の形成に取り組みます。
- ・松尾工業団地や成東工業団地について、緑化の促進を通じて、周辺環境と調和した景観の創出に取り組みます。
- ・九十九里平野の田園に見られる屋外広告物について、その規制・誘導を通じて、周辺環境と調和した景観の創出に取り組みます。
- ・五所神社本殿や稲荷神社大鳥居等の文化財や真光寺や箭挿神社等の社寺について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。
- ・稲荷神社の神楽や本須賀北京塚の獅子舞等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。
- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、遠くに広がる斜面林の眺めや田園に沈む夕日の眺めをはじめ、平野部から広く見渡すことのできる眺望の保全に取り組みます。

【海浜ゾーン】

白砂青松とうたわれた海浜の景観をつくる

市域の南部に位置する海浜ゾーンには、ハマヒルガオが彩りを添える九十九里海岸や榎の生け垣のある住宅地、開放感のある沿道が見られます。そこで、白砂青松とうたわれた九十九里海岸の魅力創出に向けた景観をつくります。





殿下海岸



ヤシの木（本須賀海岸）



白幡・井之内海水浴場



保安林（津波被害前）



初日の出



槇の生け垣



河津桜並木



ハマヒルガオの群生



蓮沼海浜公園



伊藤左千夫歌碑



保安林の植樹活動



海岸清掃



地引網体験交流事業



ロードレース大会



サマーカーニバル

- ・九十九里海岸について、市民等による植樹活動・美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備、地域を彩る植栽のあり方の検討を通じて、白砂青松とうたわれた、緑豊かな保安林ときれいな砂浜の広がる景観の再生を目指します。
- ・蓮沼海浜公園本須賀納屋線について、建物等の高さの規制・誘導や周辺環境に配慮した整備を通じて、開放感のある沿道景観の保全に取り組みます。
- ・伊藤左千夫歌碑や千人塚等の史跡について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。
- ・市民等による保安林の再生や九十九里浜の魅力体験等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・季節感や開放感を感じることでできるイベントの継続を通じて、海浜ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。
- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、蓮沼海浜公園展望台をはじめ、周囲の自然や遠くの景色を楽しむことができる視点場や、雄大な太平洋を見渡すことができる眺望の保全に取り組みます。

(3) 重点地区（特定の地区に焦点を当てた景観づくりの考え方）

地域の顔・シンボルとなる地区などでは、その地区の特性を活かした景観づくりを進めていく必要があります。

そこで、市全域の景観づくりの方針等を踏まえつつ、よりきめ細かな景観形成に取り組むため、景観形成・保全に重点的に取り組む地区を重点地区として指定します。

本計画では、駅前広場や駅南口線の整備をはじめ、建替えなどによる新たなまちなみ景観の形成が期待される「成東駅南側周辺地区」を重点地区に指定します。

なお、重点地区は、今後も必要に応じて追加していくものとします。

①成東駅南側周辺地区の現状・課題

成東駅の周辺では、近年、駅乗降者数の減少傾向やバスなどの公共交通の乗り換えの不便さによる交通結節点としての機能の低下が課題となっています。

また、駅前商店街ではシャッターで閉ざす店舗が見られるなど、駅前におけるにぎわいも失われつつあり、市の玄関口としての機能も低下しつつあります。

こうした中、成東駅南側周辺地区では、魅力とにぎわいにあふれ、快適と感じられる駅周辺のまちなみの創出を目的に、平成24年に「成東駅南側周辺まちづくり協議会」が創設され、以降、まちあるきの開催等を通じて、山武市の玄関口にふさわしい駅前地区のまちなみ景観を創出するためのルール検討が進められています。



②成東駅南側周辺地区の方針

「成東駅南側周辺まちづくり協議会」では、成東の郷愁を感じられる空間を創造したいという思いを含め、「ホッと さんむ ふるさと九十九里の玄関」をテーマに、3つの景観形成の目標を掲げています。

山武市景観計画では、これらのテーマ・目標を踏まえ、重点地区における景観形成の方針を以下の通りとします。

～ 成東駅南側周辺まちづくり協議会のテーマ・目標 ～

ホッと さんむ
ふるさと九十九里の玄関

目標 1

歴史・文化資源を
活かした景観づくり

目標 2

広がる自然と
共存できる景観づくり

目標 3

人と人との交流が
生まれる景観づくり

～ 成東駅南側周辺地区の方針 ～

- 【方針 1】 落ち着いた雰囲気を受け継ぎ、ゆとりあるまちなみを創出する
- 【方針 2】 まちなみの背景に広がる丘陵地と空が感じられる風景を受け継ぎ、自然と共存できる景観づくりを推進する
- 【方針 3】 緑が多く潤いを感じる景観づくりを推進する
- 【方針 4】 歩いて楽しめる回遊性を創出し、にぎわいの雰囲気を演出する景観づくりを推進する

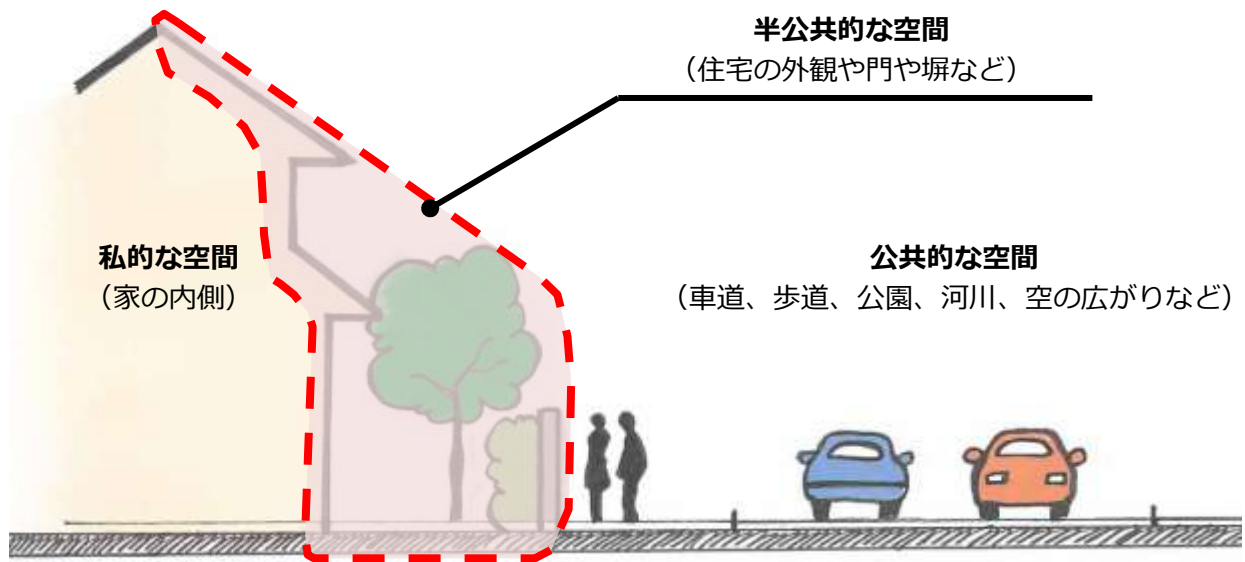
第4章

良好な景観の形成に向けて

～景観を共有する～

4-1 共有すべき心得・作法

景観づくりを推進するには、豊かな自然環境や道路・公園・河川等の“公共的な空間”に加え、住宅の外観や門、塀など、外から眺めることのできる空間を“半公共的な空間”と捉え、併せて取り組む必要があります。



その上で、以下では、半公共的な空間を含めて、地域に暮らす市民や事業者、行政の間で共有すべき“心得（常に心がけること）”と“作法（やり方・方法）”を整理します。

なお、具体的なイメージについては、別途「景観ガイドライン」にて整理しています。

～ 景観づくりの心得 ～

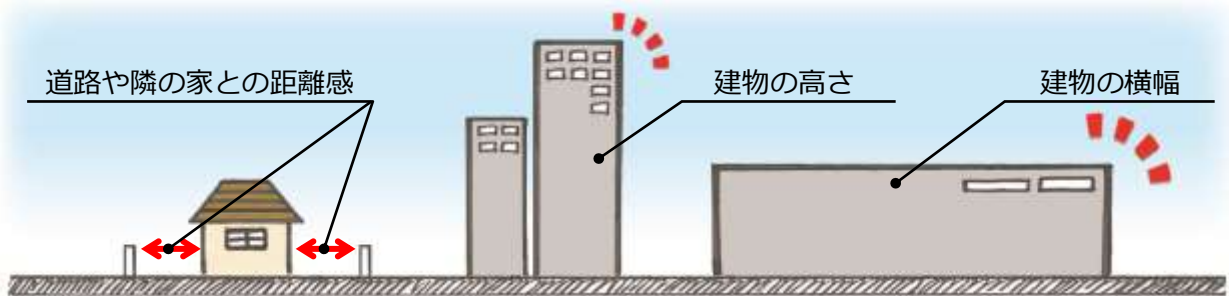
私たちの暮らしがさんむの景観をつくる

丘陵地から海浜に至るまでの^{なりわい}生業に基づく豊かな自然環境、社寺等の歴史資源などは、山武市の誇れる景観資源であり、これらに囲まれた中で私たちは日々生活しています。

その上で、景観を考える上では、「私たち一人ひとりの心や暮らしのあり方がさんむの景観をつくっている」ということを意識し、家そのもののデザインやまちなみの連続性、周辺からの眺めなどに気を配ることが重要になります。

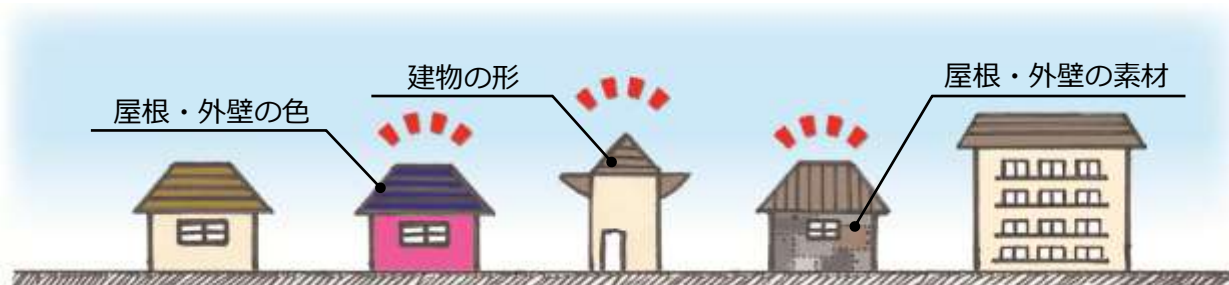
作法1 ゆとりのある配置・規模にする

家を建てる際は、隣の家や周囲の自然との関係の中で、圧迫感を感じさせないように、ゆとりのある空間を創出し、建物の高さや横幅、道路との距離感等に配慮しましょう。



作法2 デザインや色彩などに配慮し、周囲の良さを引き立たせる

向こう三軒両隣との関係の中で、建物の形や色、素材について、周囲の良さを引き立たせるような配慮をしながら、山武らしい雰囲気を醸成していきましょう。



作法3 緑花などの自然素材を取り入れ、まちなみを魅せる

まちなみの連続性が途切れないよう、植の生け垣や屋敷林のような身近な自然を取り入れながら、建物の外周や規模の大きな駐車場などの緑化を進めましょう。

また、エアコンの室外機などの付帯施設についても、見え方に配慮しましょう。



4-2 景観形成基準

先に示した“心得”や“作法”は市内の建物すべてに対し、意識・配慮すべき考え方を示したものになります。また、方針や目標に基づき、建築物などの景観形成に関わるすべての行為について、景観に配慮することとなります。

このため、市民・行政・事業者が共有する配慮事項として、景観形成基準を定めます。景観形成に大きな影響を与える一定規模以上の行為に対しては、届出を行うこととし、届出対象とならない行為等についても、景観形成基準などを踏まえ、良好な景観の形成に努めるものとします。

なお、具体的なイメージについては、別途「景観ガイドライン」にて整理しています。

(1) 市全域

建築物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや自然との調和に配慮した高さ・配置とすること。 ・主要道路や視点場からの眺望において、ランドマークとなる社寺や背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態・意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とすること。（※別表を参照） ・彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用すること。 ・木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩はこの限りではない。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材や、耐久性に優れた、時間と共に地域に溶け込む素材の利用に配慮すること。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫すること。
	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機をはじめとした付帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周辺の景観に調和した意匠とすること。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分の緑化に努めること。 ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木等による緑化に配慮すること。
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

工 作 物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電設備については、高台での設置を避けると共に、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退すること。
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ・土地に自立して設置する太陽光発電設備については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に自立して設置する太陽光発電設備については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽等により緑化すること。

開 発 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ・造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。
------------------	--

屋 外 に お け る 土 石 、 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、植樹等による遮へい措置を講じること。
---	--

(2) 重点地区（成東駅南側周辺地区）


重点地区は、よりきめ細かな景観形成に取り組むため、景観形成・保全に重点的に取り組む地区であり、先に示した市全域の景観形成基準に加え、以下に示す内容についても市民・行政・事業者が共有する配慮事項となります。

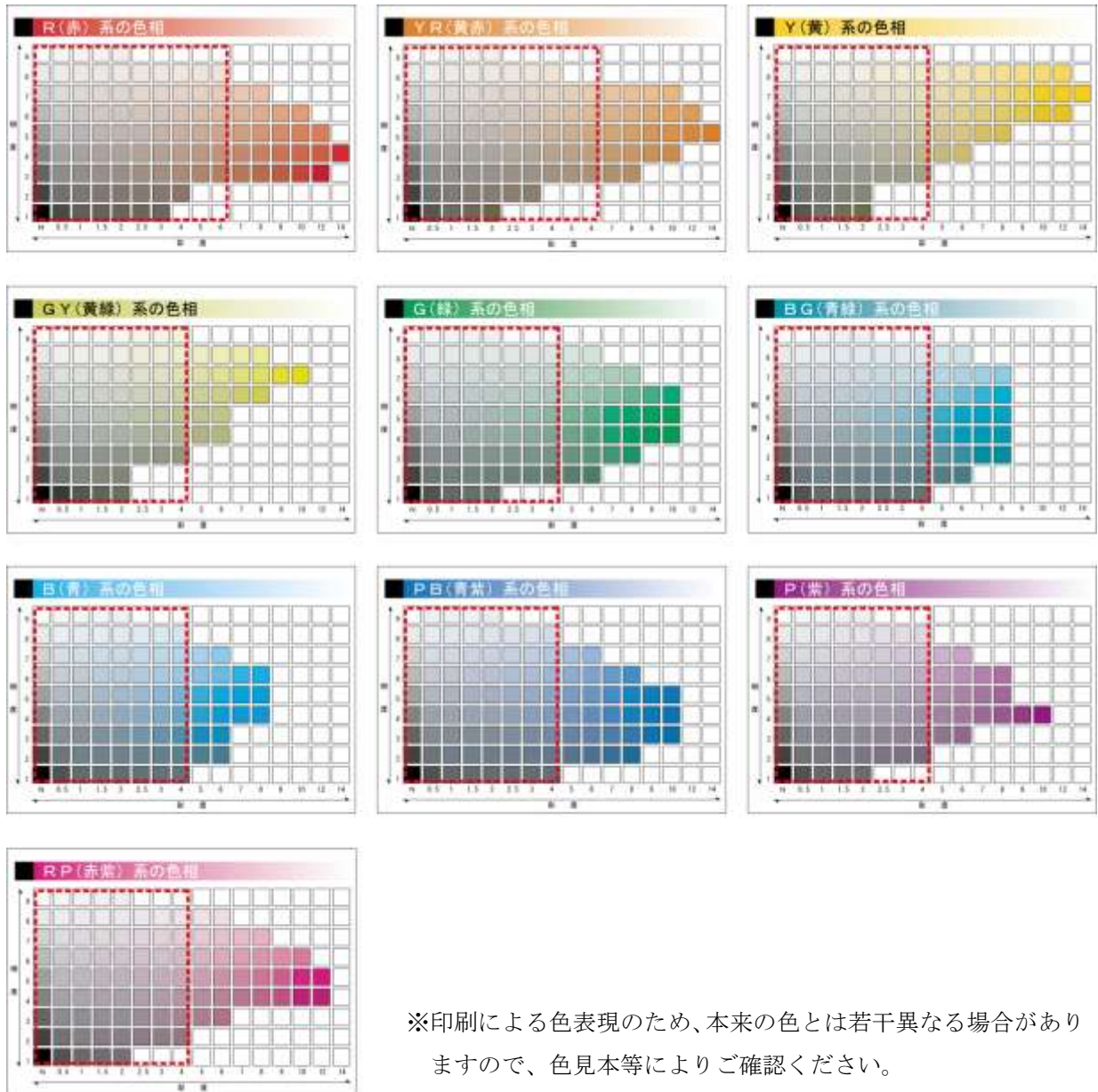
建築物・工作物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまちなみの雰囲気継承するため、周辺地区のまちなみとの連続性に配慮し、周辺から著しく突出しない高さとする。 ・建築物の圧迫感の軽減及びまちのにぎわいを創出するために、道路境界部から一定程度離れた場所に建築物や工作物を建てるよう努める。 ・建築物と建築物の隙間を通した眺望景観（浪切不動院や斜面緑地等）を楽しめるよう、隣棟間隔の確保や電線類等地中化の推進に努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とすること。（※別表を参照）
	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上や外壁等に設ける建築設備は、通りから目立たないような配慮をすること。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化を図り、背景の山の緑との連続を図ること。 ・路地や小径の道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とすること。 ・建築物の後退部分には、フラワーポットや花壇等の取り組みに努める。
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・電飾看板や派手な照明は避ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した店舗は、閉鎖的なつくりせず、通りを歩く人が店舗内での活動を感じられるよう工夫すること。 ・道路に面してシャッターを配置する場合には、まちのにぎわいを分断しないよう工夫すること。 ・道路境界部分における空間において、歩行者が休むことができる日影の休憩スペース等の確保に努める。 ・著しく目立つ屋外広告物の掲出はさける。また、規模、形態、色調は、配置する建築物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮すること。

※別表 色彩基準

色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）～（RP赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0以下	4.0以下

※別表 マンセル表色系

 使用可能な色彩の範囲



※印刷による色表現のため、本来の色とは若干異なる場合がありますので、色見本等によりご確認ください。

コラム：色彩（マンセル表色系）について

マンセル表色系は、色彩を客観的に捉える方法として、広く全国に普及しているシステムであり、「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3つの属性の組み合わせによって、1つの色を表す仕組みとなっています。

①色相（色合い）

色相は、基本色の頭文字のアルファベットと、その度合いを示す0～10の数字を組み合わせることで表記したもので、大きくはR(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)を加えた10色相に分かれます。

②明度（明るさ）

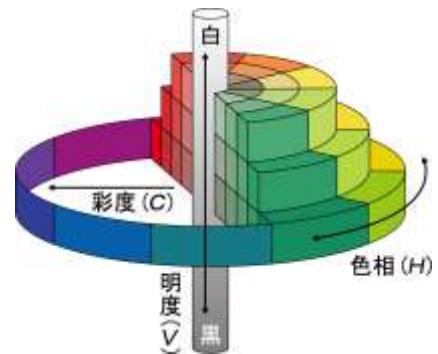
明度は、明るさの度合いを10段階で表したもので、数字が大きいほど明るい色彩になります。

③彩度（鮮やかさ）

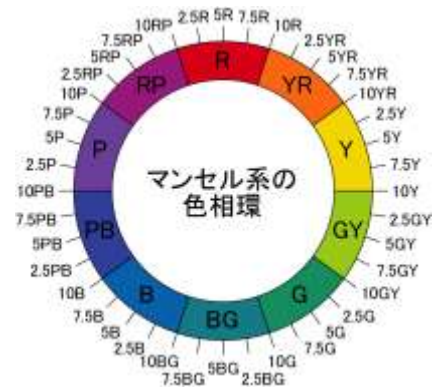
彩度は、数値が大きいほど鮮やかな色彩になります。

なお、日本の伝統的なまちなみや現代の建物の外壁の多くは、「10YR」の色彩が基調色（配色のベースとなる色）である場合が多く、自然の土や岩、樹木の幹の色彩についても、YR系の色彩である場合が比較的多いとされています（国土交通省「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（平成15年度）より）。

◆マンセル表色系

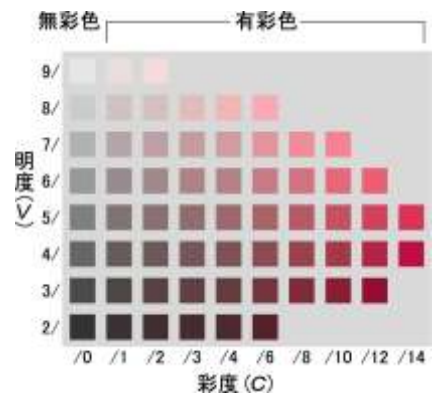


◆色相



◆明度と彩度

(色相：2.5Rの例)

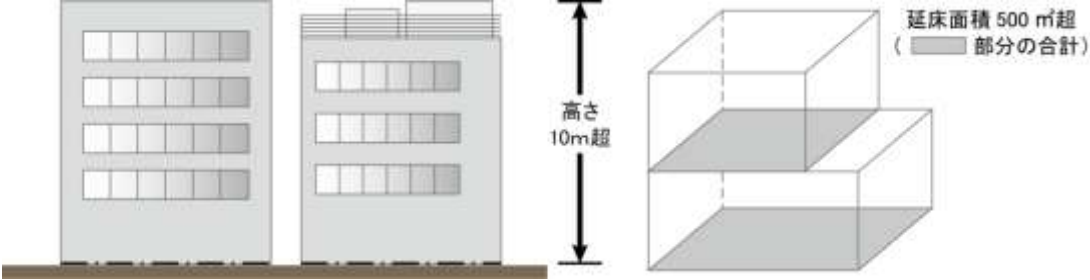


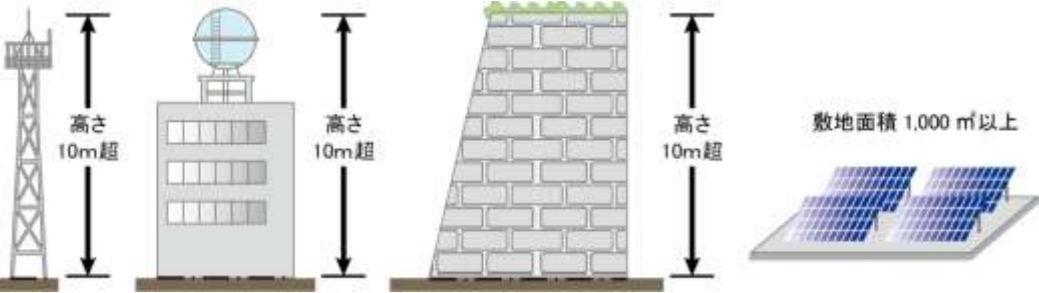
(図：一般社団法人日本塗料工業会ホームページを基に作成)

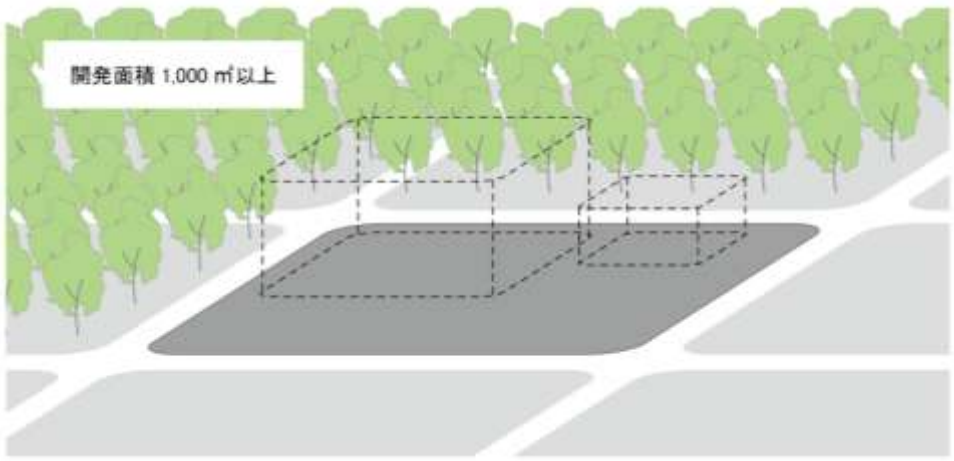
4-3 一定規模以上の建築物・工作物等の行為


(1) 届出が必要となる行為・規模

景観計画区域内においては、次に掲げる景観に影響を与えることが予想される一定規模以上の行為を行おうとする場合、届出が必要となります。

	<p>行為</p> <p>建築物（※）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>※ここでの建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定されるものを指します。</p>	<p>規模</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高さ 10m超 ●延床面積 500㎡超
<p>建築物</p> <p>イメージ</p>		

	<p>行為</p> <p>工作物（※）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>※ここでの工作物とは、建築基準法施行令第138条第1項に規定されるもの及び土地に自立して設置する太陽光発電設備を指します。</p>	<p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高さ 10m超 ●太陽光発電設備は敷地面積 1,000㎡以上
<p>工作物</p> <p>イメージ</p>		

開発行為	行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 その他政令で定める行為	規模	●開発面積 1,000 m ² 以上
	イメージ	 <p>開発面積 1,000 m²以上</p>		

その他の行為	行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の 物件の堆積（行為が1年を超えるもの）	規模	●堆積の高さが 1.5mを超える もの及び区域面積 300 m ² 以上
	イメージ	 <p>区域面積 300 m²以上</p>		

(2) 届出手続きの流れ

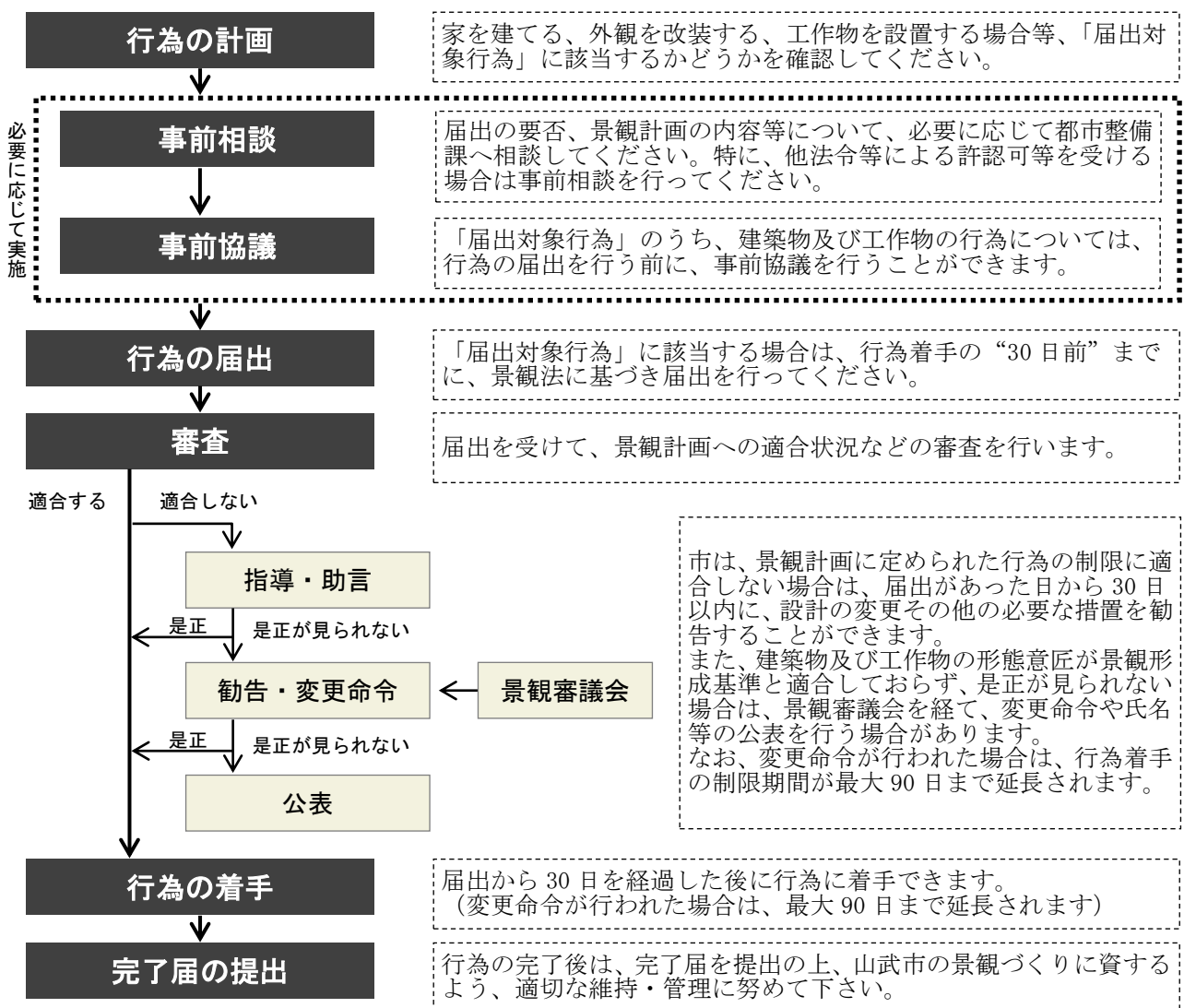
景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物の建築や工作物の設置等の行為は、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日等について、行為着手の30日前までに、景観法に基づく届出を行う必要があります。

行為の届出を受けた後、審査においてその行為が景観計画に定める「景観形成基準」に適合しないと認める時は、届出をした者に対して、市は、設計の変更やその他必要な措置をとることを勧告することになります。

また、届出対象行為のうち、建築物・工作物の行為を、景観法第17条第1項に基づく「特定届出対象行為(※)」とします。

※特定届出対象行為

市は、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることになります。



4-4 屋外広告物

(屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項)

山武市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づいた屋外広告物の規制を行うこととします。

その上で、第3章「3-3 目標」や「3-4 方針」、第4章「4-1 共有すべき心得・作法」の考え方に基づく山武市の屋外広告物の「配慮ポイント」を以下に示します。

表示者・設置者は、これらの内容を参考としながら工夫・改善に努めることとします。

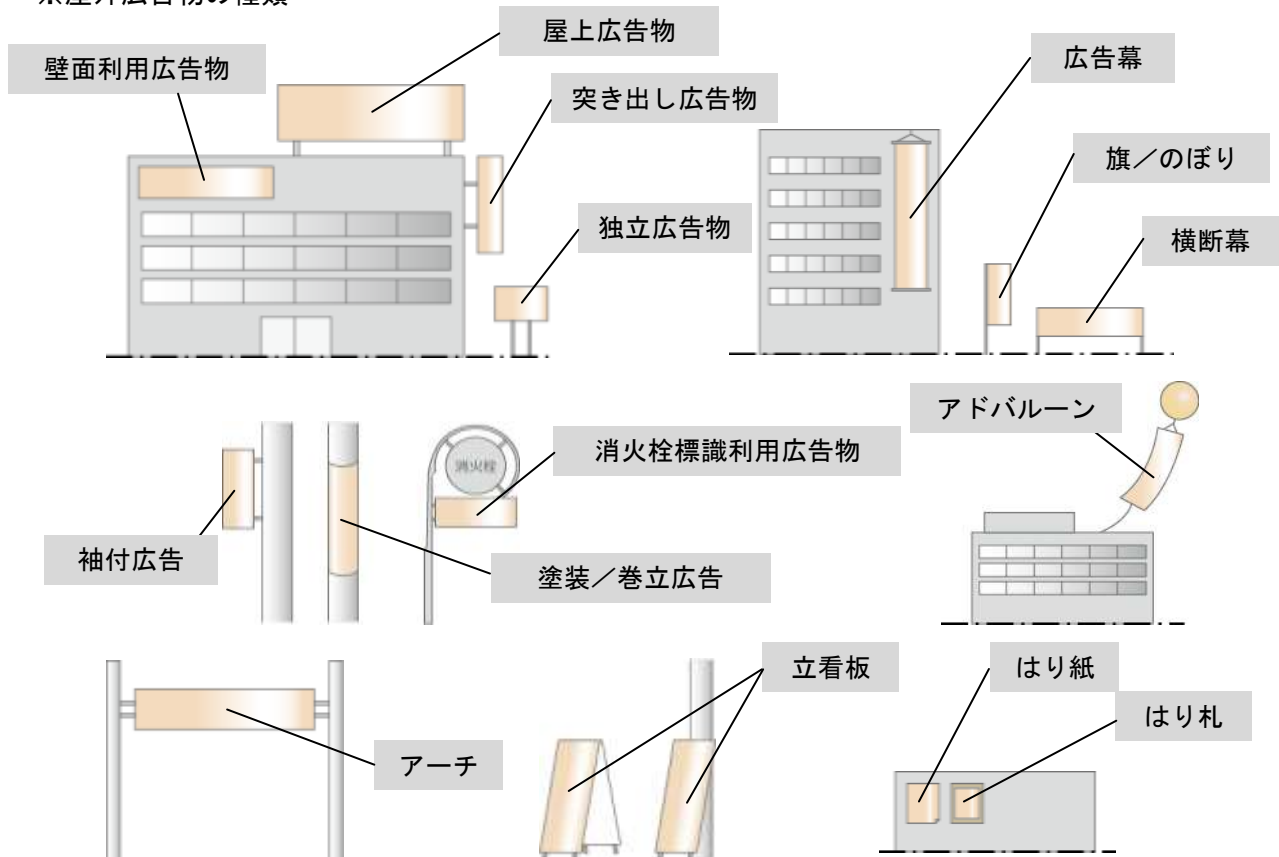
◆「山並みや田園風景などの自然を背景に表示・設置する場合は、周辺環境と調和した形態・意匠・色彩にすることで、良好な景観の保全と経済活動との両立を図る。

例	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイラインや稜線を遮らない高さに抑える ・木材や石材などの自然素材を用いる ・原色に近い色、著しく鮮やかな色、蛍光色は避ける 	など
---	--	----

◆「店舗が立地するまちなかや沿道に表示・設置する場合は、一体感・連続感のある形態・意匠・色彩にすることで、個性を演出しながら歩行者や自動車運転者の視認性を向上させる。

例	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物や広告物とのバランスを考慮した位置や高さとする ・建物単位で大きさや設置場所、色彩に統一感を持たせる ・周囲から突出する過度な色彩表現は避け、シンプルなデザインとする ・店先の広告物を緑や花と組み合わせて演出する 	など
---	---	----

※屋外広告物の種類



4-5 シンボルとなる建造物・樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木)

良好な景観の形成にあたり、地域の景観のシンボルとなる建造物や樹木については、景観法第 19 条及び第 28 条に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することができます。これらに指定された際は、所有者の適正な管理が義務付けられ、現状の変更がある場合は、景観行政団体の長の許可を必要とする一方で、管理のための支援を受けることが可能になります。

(1) 指定方針

地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観もしくは樹容が景観上の特徴を有し、本計画区域内の良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物もしくは樹木や、地域の景観上の重要性から見て、所有者等の限定された者だけではなく、道路やその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物もしくは樹木を景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

【指定が想定される建造物・樹木】

- ・シンボルやランドマークになるなど、地域の景観を特徴づけている建造物もしくは樹木
- ・地域の暮らしなど、地域の自然、歴史、文化を象徴する建造物もしくは樹木
- ・市民等による維持管理が継続的に行われているなど、地域に広く親しまれている建造物もしくは樹木

(2) 保全・活用の考え方

指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者・管理者は、適正な管理により保全を図り、周辺の景観について、景観重要建造物及び景観重要樹木と調和が図られるよう誘導するなど、地域の景観形成に向けて活用を図ります。

4-6 公共施設

(景観重要公共施設)

公共施設は、地域の重要な社会基盤であると同時に、その規模の大きさから、地域の景観に与える影響も大きく、地域の景観形成にも大きな役割を担っています。

しかし現状として、公共施設の建築物等が必ずしも、景観に配慮したものになっているとは言えません。

景観に配慮した公共施設を整備することは、地域の景観づくりの先導的な役割を果たすとともに、景観づくりへの意識の高揚をもたらすことも併せて期待されます。

このため、公共施設の整備にあたっての考え方と指定の方針を定め、景観に配慮していくものとなります。

(1) 公共施設による景観づくりの考え方

① 良好な景観の構成要素となっている公共施設を維持・保全する

- ・山武市を流れる主要な河川（木戸川、作田川、境川）について、河川からの良好な眺望の確保・活用や、自然と調和する素材による護岸の整備を通じて、自然や生態系及び景観の保全に配慮した整備を促進します。
- ・蓮沼海浜公園やさんぶの森公園をはじめ、市内各地にある公園について、緑の確保・保全に努めると共に、建築物や工作物の更新時には、落ち着いた色彩やすっきりとした形態意匠とすることにより、地域の特性に合わせた維持・管理を行います。



② 公共施設の整備を通じて良好な景観を再生・創出する

- ・都市連携軸となる国道 126 号や地域交流ネットワーク及び都市の骨格となる道路については、整備の促進や歩行者の安全性の確保と併せて、道路からの良好な眺望の確保、周辺環境に配慮した色彩や形態意匠を持つ工作物の整備に努めます。
- ・市内 3 駅やさんぶの森元気館、山武市役所、道の駅オライはすぬまなどの地域交流拠点、その他市内各地の学校をはじめとした公共建築物については、建築物からの良好な眺望の確保や保全に努めると共に、周辺環境に配慮した建築物とします。また、連続する緑の確保、周辺環境に配慮した色彩や形態意匠を持つ工作物の整備に努めます。



(2) 景観重要公共施設の指定方針

山武市の景観づくりにおいて特に重要な役割を果たす道路、都市公園、河川等の公共施設について、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、整備及び良好な景観の形成に関する事項を定めるものとします。なお、景観重要公共施設の指定方針は次の通りとします。

【指定が想定される公共施設】

- ・景観形成の方針を踏まえ、ゾーンの骨格・拠点となる景観の一部を構成する公共施設
- ・景観重点地区の景観形成を図る上で重要な役割を果たす公共施設

(3) 整備の推進に向けて

景観に配慮した公共施設の整備を推進するために、今後、整備に対する協議や庁内組織・専門家の活用、公共施設景観ガイドライン等の策定について検討を進めます。

第5章

景観づくりの推進

～私たちにできることは何か？～

5-1 景観づくりの視点

景観づくりを進めていくためには、一人ひとりが当事者であることを意識し、身近な所から取り組むことが重要になります。その上で、以下に4つの視点を示します。

身近に景観を感じる

普段の見慣れた風景を「景観」として認識することを、難しいこととしてとらえる必要はありません。

まずは、外に出て周囲の自然を眺め、時にカメラに収めながら、自分の好きな景観を探すことから始めてはいかがでしょう。

※一人ひとりができること

- 徒歩や自転車で市内を散策する
- 生き物や植物等、自然を観察する
- 高台や平野部からの眺めを楽しむ
- 地域の風景を題材に写真を撮る など



景観の状況を知る

身近に景観を感じるようになると、おそらく、好きな景観の他に、改善すべき（良くない）景観も見えてくると思います。

市内の景観資源を見て回ることや、セミナーなどに参加しながら、さんむの景観がどのような状況にあるのかを知り、考えてみてはいかがでしょう。

※一人ひとりができること

- 市内の景観資源を見て回る
- 良い景観、改善すべき景観を考える
- 景観に関するセミナーやワークショップに参加する など



自ら体験・実践する

庭先に花を植えたり、訪れた友人らを景観スポットまで案内することも、さんむの景観づくりになります。

景観を感じ、景観の状況を知るだけでなく、景観づくりに向けて行動に移してみてもいいでしょう。

※一人ひとりができること

- 庭先の掃除、美化をする
- 市外から訪れた人に地域を案内する
- 興味のある活動に参加する
- 公園や海岸でのマナーを守る など



取り組みの輪を広げる

植樹活動や花植え活動をはじめ、市内には、さんむの景観づくりに関連した活動をしている方々が大勢います。

興味のある活動を見つけたら（もしくは活動に共感する人を見かけたら）、一緒に参加してみてもいいでしょう。

※一人ひとりができること

- 近所の人に声をかける
- より多くの活動やイベントに参加する
- 他の団体と協力して企画やイベントを開催する など



5-2 景観づくりを支える施策・制度の検討

(1) 建築物や土地利用の規制・誘導に関連する諸制度の活用

良好な景観の形成に向けた誘導手法として、次の諸制度の検討を進めます。

諸制度	概要
景観協定 (景観法)	景観法第 81 条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。
景観地区 (景観法)	景観法第 61 条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。
地区計画 (都市計画法)	都市計画法第 12 条の 4 に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。
建築協定 (建築基準法)	建築基準法第 69 条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。
文化財保護法等	文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

(2) 景観形成の推進体制

本計画に基づく景観形成の取り組みを円滑に推進するために、以下のような推進体制を構築します。

①景観審議会の設置

本計画の運用や景観行政に関する重要な事項について、市長が意見聴取するための附属機関として景観審議会を設置します。

②景観アドバイザー制度の設置

景観形成基準の運用や公共施設の整備における景観形成において、専門的見地から助言などを行うことができる景観アドバイザーを設置します。

③庁内の推進体制の強化

良好な景観づくりを進めるには、幅広い分野にわたることとなるため、庁内組織の連携が重要です。公共施設の整備、各施策を推進するにあたり、庁内における景観形成の推進・体制の強化を図ります。

④国や県、周辺市町などの関係機関等との連携

公共公益施設は、良好な景観形成に大きな役割を担っているため、国や県、隣接の市町ほか、鉄道事業者、電気通信事業者などの公共公益事業者と連携を図ります。また、情報交換や連絡調整に努めます。

(3) 計画の見直し

本計画は随時内容等の検証を行うこととし、上位・関連計画の見直しや社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて追加や見直しを行いながら運用するものとします。

(4) これまでの取り組み

景観づくりのきっかけとして取り組んできた、フォトコンテストや景観セミナーの開催等について、今後も継続して取り組みます。

◆さんむの魅力フォトコンテスト 【身近に景観を感じる】

景観に関する意識啓発を目的として、平成23年度より、市民が美しいと思った風景、山武らしさを感じる風景、未来に残したいと思った風景等の写真を募集する「さんむの魅力フォトコンテスト」を開催してきました。募集作品については、市役所及び公共施設、また、市のイベントなどで展示し、市民の皆様からの投票により、毎年多くの作品が入賞作品として選ばれました。



応募作品の展示・投票の様子



最優秀作品（第1回～第4回）

◆景観に関する情報発信 【景観の状況を知る】

景観に対する意識を高めるため、「景観ワイワイ広場」や「さんむの魅力フォトコンテスト」をはじめとする景観に関する様々な取り組みやイベントについて、「山武市ホームページ」や「広報さんむ」、「さんむ景観通信」を通じて情報発信を行ってきました。



さんむ景観通信

◆景観まちづくりフォーラム 【身近に景観を感じる】【景観の状況を知る】

景観まちづくりフォーラムは、山武市早船の緑豊かな里山を散策し、里山や景観の大切さと保全、再生、活用等について考える事を目的とし、実際に里山に触れながら、講演やグループディスカッションを開催しました。



景観まちづくりフォーラムの様子

◆景観ワイワイ広場 【景観の状況を知る】【取り組みの輪を広げる】

景観ワイワイ広場は、本計画の策定にあたって市民の意向を反映し、市民と行政が役割を担いながら、共に景観づくりに参加することを目的に、平成24年度より、ワークショップやまちあるき、景観に関する活動紹介、イベントでのフリートークなどを開催してきました。



まちあるきの様子



ワークショップの様子



活動紹介・意見交換の様子



フリートーク・パネル展示の様子（市民活動フェスタにて）



◆景観セミナー 【景観の状況を知る】【自ら体験・実践する】

景観セミナーは、山武市だけではなく、広く県民及び事業者の景観づくりへの参加意欲の醸成を図り、地域の良好な景観の形成に向けた取り組みがより積極的に行われることを目的として開催してきました。平成22年には、「景観」をテーマに講演や座談会を行い、平成25年には「九十九里の景観」をテーマに、講演やパネルディスカッション、海岸清掃を実施しました。



海岸清掃の様子



基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

(5) 今後に向けた取り組みの検討

農業や林業、道路、市民参加等の分野において、景観の観点から取り組む施策・制度について検討を進めます。

分野	景観の観点から取り組む施策・制度例
農業	<p>◆九十九里平野に広がる田園の景観を「山武市の原風景」として守り続ける</p> <p>⇒耕作放棄地の改善</p> <p>⇒景観作物の栽培推進</p> <p>⇒グリーンツーリズムの推進 など</p>
林業	<p>◆人の手が加わる中で保たれてきた里山資源を守り・活用する</p> <p>⇒間伐材等の地域産材及び木製品の使用</p> <p>⇒エネルギー利用の促進（山武市バイオマスタウン構想） など</p>
道路 河川 海岸	<p>◆周辺に広がる景観の魅力を引き出すような整備に取り組む</p> <p>⇒不法投棄対策の推進</p> <p>⇒整備にあたり使用する素材・色彩への配慮 など</p>
建築 住宅	<p>◆周辺と調和したまちなみや高台・平野部からの眺めに配慮した空間を創出する</p> <p>⇒空き家対策の推進</p> <p>⇒大規模な建築物等の規制・誘導</p> <p>⇒敷地内の緑化に対する補助制度の創設 など</p>
市民参加 協働	<p>◆「景観づくり」に対する周知・啓発等を通じて、市民参加や協働を促す</p> <p>⇒景観づくり表彰制度</p> <p>⇒市民提案型交流まちづくりの推進</p> <p>⇒市民活動団体（植栽・美化活動等）への支援</p> <p>⇒景観ワイワイ広場、フォトコンテスト等の継続 など</p>
教育 生涯学習	<p>◆子ども達を始め、景観づくりの担い手育成に取り組む</p> <p>⇒景観学習の推進</p> <p>⇒文化財の保存・活用</p>
観光 情報発信	<p>◆市内外に対して、山武市の多様な景観魅力を発信する</p> <p>⇒シティセールス</p> <p>⇒体験イベントの開催</p> <p>⇒眺望スポットの設定・整備・周知 など</p>

資料編

資料編－1 策定の経緯と体制

(1) 策定経緯

【平成19年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
9月9日	景観まちづくりセミナー	テーマ：景観はまちの品格、風景は住む人の心を映す鏡 場 所：山武市役所大会議室 主 催：千葉県・山武市共催

【平成22年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
7月25日	景観セミナー	テーマ：守る。創る。つなぐ。～景観 内 容：講演・座談会 場 所：山武市成東文化会館のぎくプラザ視聴覚室 主 催：千葉県・山武市共催 参加者：80名
1月31日	庁内若手職員による意見交換会	・関係各課の若手職員による意見交換会
2月27日	景観まちづくりフォーラム in 山武	テーマ：山武の里山を守り育てる 内 容：里山散策、事例発表、 グループディスカッション等 場 所：山武市早船周辺、早船館 主 催：山武市・景観まちづくり千葉協議会共催 (後援：千葉県) 参加者：約100名
3月17日	都市計画審議会	・景観行政団体移行、今後の取り組み等について報告
1月～3月	県との事前協議	・景観行政団体移行について
3月17日	景観行政団体移行について 県へ本協議 (景観法第7条第1項に基づく)	—
3月24日	県同意	—
3月25日	告示	・景観行政団体になる旨の告示

【平成 23 年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
5月1日	景観行政団体へ移行	—
平成 23 年度	景観計画基礎調査の実施、 景観に対する市民の意識醸成	・景観資源の調査、掘り起こし、課題の把握 ・景観に関する情報発信
8月1日 ～10月31日	第1回 さんむの魅力フォトコンテスト	応募数：45名 103作品

【平成 24 年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
平成 24 年度	景観に関する基礎的調査	・景観資源に関わる現況調査と景観資源の把握 ・市における主要事業の把握・整理 ・景観に係る先進的取り組み事例の調査 ・景観要素の抽出・景観の類型化、景観特性の分析 ・景観課題の整理
9月30日	第1回景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：山武市の「好きな景観」「何とかしたい景観」 を考えてみよう！ 内 容：ワークショップ 場 所：山武市役所大会議室 参加者：8名
11月12日 ～11月30日	山武市景観アンケート調査	調査対象：無作為抽出の市民3,000人 調査方法：郵送による配布・回収 回収状況：736票/3,000票（回収率24.5%）
11月1日 ～1月15日	第2回 さんむの魅力フォトコンテスト	テーマ：みんなに伝えたい「さんむの景観資産」 応募数：27名 59作品
2月3日	第2回景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：歩いて確かめよう！さんむの良い景観 内 容：まちあるき、ワークショップ 場 所：山武市内（徒歩・バスで移動） 山武市役所大会議室 参加者：20名
2月18日	山武市都市計画審議会	・景観施策について報告

【平成 25 年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
6月23日	第3回景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：山武市の「10年後の景観」を考えよう！ 内 容：ワークショップ 場 所：山武市役所大会議室 参加者：20名
7月2日	第1回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法、景観計画について ・山武市景観計画について（策定の進め方、考え方） ・景観計画と各課との連携について
7月17日	第1回景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の考える景観 ・現況及び課題
9月8日	第4回景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：山武市の10年後の景観を実現するために 内 容：ワークショップ 場 所：山武市役所大会議室 参加者：17名
9月30日	第2回景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山武市の景観特性、課題について ・山武市の景観の目標、基本方針について ・成東駅南側周辺地区街並み景観について
10月1日 ～11月15日	第3回 さんむの魅力フォトコンテスト	テーマ：彩（いろどり）さんむ 応募数：28名 75作品
11月12日	第3回景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山武市景観計画の項目について ・景観づくりの理念・目標等について ・行為の制限、屋外広告物について
12月1日	景観セミナーin 九十九里浜	テーマ：九十九里浜の景観を守り育て後世につなぐ 内 容：海岸清掃、講演、パネルディスカッション 場 所：蓮沼海岸、蓮沼ガーデンハウスマリーノ 主 催：千葉県・山武市共催 参加者：51名（海岸清掃） 59名（講演、パネルディスカッション）
2月7日	第2回庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・山武市景観計画の構成について ・庁内関連施策との整合について

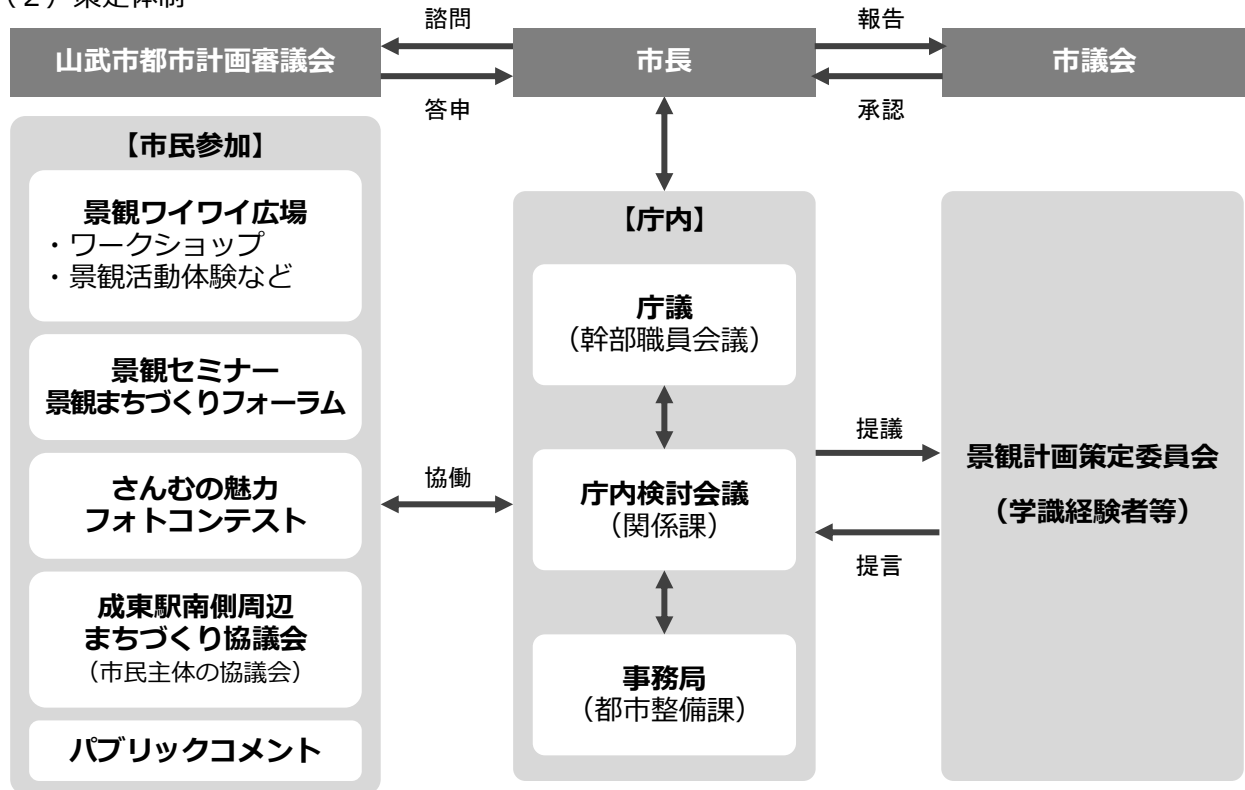
2月9日	第5回景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：市民活動と景観について 内 容：フリートーク 場 所：山武市成東文化会館のぎくプラザ 参加者：10名
2月18日	第4回景観計画策定委員会	・山武市が目指す景観づくり ・山武市の景観づくりの作法 ～行為の制限～
3月18日	都市計画審議会	・景観計画策定に係る進捗状況の報告

【平成26年度】

開催日時等	会議名等	主な内容
6月20日	第5回景観計画策定委員会	・平成26年度スケジュールについて ・山武市景観計画(素案)の構成について ・山武市の景観づくりの作法について
7月1日 ～11月31日	第4回 さんむの魅カフォトコンテスト	テーマ：さんむのいいところ発見～さんむの自慢～ 応募数：18名 39作品
8月10日	景観ワイワイ広場 (景観まちづくり市民懇談会)	テーマ：地域の宝に触れ、さんむの良い所をみんなで 共有しよう！ 内 容：まちあるき 成東・東金食虫植物群落観察会への参加 場 所：山武市内、成東・東金食虫植物群落 ※台風接近により中止
8月26日	第6回景観計画策定委員会	・山武市景観計画(素案)について ・景観ガイドラインについて
9月	景観計画(素案) 庁内各課意見照会	—
9月16日	庁議(幹部職員会議)	・景観計画(案)の説明・了承
9月25日 ～10月24日	パブリックコメント	・意見提出1名、延べ意見数4件
11月13日	第7回景観計画策定委員会	・山武市景観計画(案)について ・山武市景観ガイドライン(案)について
11月26日	議会全員協議会	・景観計画(案)説明・報告

12月11日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none">・山武市景観計画（案）〔諮問・答申〕・景観法第9条第2項に基づく意見聴取
12月13日	第6回景観ワイワイ広場 （景観まちづくり市民懇談会）	テーマ：山武の森を知ろう 内 容：森林散策、木の駅プロジェクト活動紹介 場 所：あららぎ館、山武市植草地区山林 (株)山武産業集積所 参加者：10名
1月13日	第8回景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・山武市景観計画（案）について・山武市景観ガイドライン（案）について

(2) 策定体制



【景観計画策定委員会委員名簿】

氏名	役職等	備考
北原 理雄	千葉大学名誉教授	委員長
猪野 源治	千葉県森林組合北総支所	副委員長
中谷 正人	千葉大学客員教授	委員
福田 順子	城西国際大学教授	委員
行木 静	山武市商工会	委員
中村 順子	山武市農業委員	委員
廣口 芳治	山武市観光協会	委員
稗田 忠弘	千葉県建築士会	委員
石橋 宏	景観まちづくり市民懇談会	委員
小川 千洋	成東駅南側周辺まちづくり協議会	委員

(敬称略)

【庁内検討会議 関係課】

<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課 市民自治支援課 農商工・観光課 わがまち活性課 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全課 土木課 生涯学習課 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 財政課 消防防災課 子育て支援課 高齢者福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 健康支援課 教育総務課 スポーツ振興課 農業委員会
--	--	--	--

資料編－2 さんむの魅力フォトコンテスト入賞作品紹介

「山武市景観計画」の策定に際して、山武市らしい景観を多くの市民とともに考えていく契機として、これまでに4回フォトコンテストを実施しました。

< 第1回 >

**募集内容：美しいと思った風景、
山武市らしさを感じる風景、
未来に残したいと思った風景**



【最優秀賞】
晴れの舞台



【優秀賞】
PM3:00の休息



【優秀賞】
希望



【優秀賞】
桜



【特別賞】
夏空の田園風景



【入賞】
杉とおいしい野菜の山武市



【入賞】
谷津田の秋



【入賞】
切願



【入賞】
海岸を行く神輿



【入賞】
鴨さんとお散歩

< 第2回 >

テーマ：みんなに伝えたい『さんむの景観資産』



【最優秀賞】
朝霧の神秘なる山武杉林



【優秀賞】
日の出とサーファー



【優秀賞】
桜と浪切不動尊



【優秀賞】
夏の思い出



【入賞】
初、娘に日の出



【入賞】
大漁！



【入賞】
巫女の舞



【入賞】
秋の公園



【入賞】
蓮沼海岸の浜屋顔

< 第3回 >

テーマ：彩（いろどり）さんむ



【最優秀賞】
晩夏の雲の下で



山部門：【優秀賞】
朝霧



山部門：【入賞】
元気なすずめ



海部門：【優秀賞】
昇陽



海部門：【入賞】
うわー馬だ！！



海部門：【入賞】
雲の切れ間



まち部門：【優秀賞】
月光



まち部門：【入賞】
雪解



農部門：【優秀賞】
手塩にかけて育てます



農部門：【入賞】
継承

< 第4回 >

テーマ：さんむのいいところ発見～さんむの自慢～



【最優秀賞】
来光の時



【優秀賞】
光の共演



【優秀賞】
時計台の有る学舎



【優秀賞】
長光寺のしだれ桜



【入賞】
希望



【入賞】
農作業



【入賞】
春の訪れ



【入賞】
平成大橋の夜景



【入賞】
みんなでいこう！

おわりに

～ 未来へ ～

山武市に訪れた方々、何らかの形で関わっている方々に、山武市のイメージを尋ねると、「のびやかな」「ホッとする」「無理をしなくて良いまち」などが挙げられます。

このイメージは、景観に対するイメージとともに、そこに住む人々に対するイメージではないかと思います。

今は亡き日本画家、東山魁夷はその著書「日本の美を求めて」の中で、“風景は心の鏡である。庭はその家に住む人の心を最も良く表すものであり、山林にも田園にもそこに住む人々の心が映し出されている。河も海も同じである。その国の風景はその国民の心を象徴すると言えよう”という言葉を残しています。

まちの景観は、そこに住む人々の心によって作られます。また、どこかに模範的な景観の姿というものがある訳ではなく、地域それぞれの景観があります。

その心を大切に、景観を「地域の顔を映し出す“鏡”」と捉え、鏡で良し悪しを確認しながら、未来へとつないでいきたいと考えます。

山武市景観計画

平成 27 年 3 月

発行：山武市／編集：都市建設部都市整備課

〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

TEL : 0475-80-1191／FAX : 0475-82-2107

